

千葉県環境基本計画  
平成20年度年次報告

平成21年11月  
千葉県



## はじめに

千葉県では、平成 20 年 3 月に、県の環境政策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、平成 30 年度までの 10 年間ににおける環境政策の基本目標と、目標を実現するための施策展開の方針を定めました。

この計画の着実な推進を図るため、計画に掲げる県の施策については、年度ごとに成果を把握して評価を行い、継続的に見直しを行っていくこととされています。

この度、県では、計画の初年度となる平成 20 年度における計画の進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を「平成 20 年度年次報告」として取りまとめました。

### 1. 点検・評価の対象

基本計画の第 3 編「施策の展開方向」の中で設定した 5 つの柱（章）の全 21 のテーマ（節）、及び各施策を支える共通的・基盤的な施策（第 6 章各節）について、基本計画に記載されている節ごとの「計画の進捗を表す指標」の達成状況の点検・評価を実施しました。

### 2. 点検・評価の方法

各指標について、県庁内の関係部局で構成する「千葉県環境基本計画推進会議」において、点検・評価の時点で把握可能な最新のデータ（20 年度のデータとは限りません。）と、基準年度及び目標年度のデータとを比較することにより、節全体の点検・内部評価を行いました。ただし、計画では目標年度までの年度ごとの工程表は示されていないため、達成状況の評価は、傾向（トレンド）として目標に近づいているか否かを文章で記述しました。

また、実施した点検・内部評価の結果については、千葉県環境審議会へ報告して意見を伺うとともに、県庁ホームページや千葉県環境白書などで公開し、県民・事業者など各主体からの意見や提言を求め、改善に反映させます。

### 3. 20 年度の主な取組と今後の対応

点検・評価を補足するため、基本計画に記載された施策展開の基本方針に基づき、県が 20 年度に実施した主な施策の取組と、点検・評価結果を踏まえた今後の対応について、節ごとに取りまとめました。

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>地球温暖化防止に取り組む</b>	
第1節	温室効果ガスの排出量削減	3
第2節	森林などによる二酸化炭素吸収の確保	6
第3節	オゾン層保護のためのフロン対策	9
<b>第2章</b>	<b>豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保</b>	
第1節	生物多様性保全に向けた総合的施策の展開	11
第2節	自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	14
第3節	森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生	17
第4節	都市における緑と水辺のネットワークづくり	21
第5節	野生動植物の保護と管理	23
<b>第3章</b>	<b>資源循環型社会を築く</b>	
第1節	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	26
第2節	廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止	29
第3節	「バイオマス立県ちば」の推進	32
第4節	残土の適正管理	34
<b>第4章</b>	<b>安心できる健やかな環境を守る</b>	
第1節	良好な大気環境の確保	37
第2節	騒音・振動・悪臭の防止	40
第3節	良好な水環境の保全	43
第4節	良好な地質環境の保全	46
第5節	化学物質による環境リスクの低減	49

<b>第5章</b>	<b>環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり</b>	
第1節	環境学習の推進	52
第2節	環境に配慮した自主的行動と協働の推進	55
第3節	「ちば環境再生基金」の充実と活用	58
第4節	県域を越えた連携と国際環境協力の促進	61
<b>第6章</b>	<b>環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進</b>	
第2節	環境影響評価制度等の充実	64
第3節	環境情報の提供と調査研究体制の充実	65

※第6章第1節「環境と調和のとれた土地利用の推進」は、「千葉県国土利用計画」の内容を再掲したものであるため、本年次報告書での進行管理の対象からは除外しています。

## 第 1 章 第 1 節 温室効果ガスの排出量削減

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
家庭における県民 1 人 1 日あたりの二酸化炭素排出量			
電気・ガスの使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量	1 日あたり 3.17kg (14 年度)	1 日あたり 3.06kg (18 年度)	1 日あたり 2.60 kg (30 年度)
上記に自家用自動車の使用・ごみ（一般廃棄物）の排出等に伴う排出量を含めた数値	1 日あたり 6.62kg (14 年度)	1 日あたり 6.04kg (18 年度)	1 日あたり 5.50kg (30 年度)
日常生活における取組状況（アンケート調査により実施している人の割合）			
レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	12.6% (18 年度)	43.6% (20 年度)	80% (30 年度)
節電に努める	59.1% (18 年度)	57.1% (20 年度)	100% (30 年度)
車の運転時は、急発進・急加速をしない	77.0% (16 年度)	57.3% (20 年度)	100% (30 年度)
県の公用車購入時における低公害車*の占める割合	96.6% (17 年度)	89.2% (20 年度)	100% (毎年度)
千葉県の新エネルギーに占める新エネルギーの割合	0.6% (15 年度)	—	6% (30 年度)

\*県の環境配慮物品調達方針で定める自動車で、環境に優しい低燃費かつ低排出ガス車。

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

家庭における二酸化炭素排出量は 1990 年比では依然高い増加率となっているものの、基準年度（2002 年度）との比較では減少しています。

日常生活における地球温暖化防止に向けた取組については、レジ袋の削減について実施している人の割合が大幅に増加している一方で、近年の環境問題への関心の高さにも関わらず、実際の行動に結びついていない項目もあるため、県民一人ひとりの意識改革や行動を促進するための仕組みづくり・普及啓発に努めます。

県の公用車購入時における低公害車の占める割合は、平成 17 年 10 月の排出ガス規制の強化に伴い、適合車種が減ったことから基準年度（17 年度）に比べると低下しているものの、18 年度の 75.0%からは増加しています。

本県の新エネルギーの導入状況については、千葉県地球温暖化防止計画の改定の中で、把握に努めます。

## 2. 主な取組と今後の対応

### ① 地球温暖化防止対策の総合的推進

地球温暖化防止活動推進員を募集し、505名の推進員を委嘱するとともに、出前講座を61回開催し、2,547人の参加を得ました。

現行の千葉県地球温暖化防止計画の期間は平成22年度までであること、また地球温暖化対策推進法が改正されたことから、次期計画策定に向けた情報の収集・分析を行います。

### ② 家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進

### ③ 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

県民、NPO、企業など多様な主体により構成された「地球温暖化防止と生物多様性保全」推進きやらばん隊を発足し、県内39市町村94箇所で啓発活動を行い、68,567人の県民と314事業者が二酸化炭素排出量削減に関する宣言を行い、電気、ガス等の使用量削減に取り組んだ結果、6,361トン/年の二酸化炭素削減効果がありました。このキャンペーンを一過性のものとしなため、引き続き県内各地で普及啓発を実施します。また、温室効果ガス排出量の伸びが著しい業務部門への対策を推進するため、中小規模事業所を対象とした省エネ化のためのマニュアル整備を行うなどして、二酸化炭素排出量の削減を進めます。

### ④ 交通における二酸化炭素排出削減対策の推進

低公害バス・トラックの普及促進のため、183台分の助成をしました。21年度は新たに、県民の通勤・通学等に利用されている路線バスを低公害・低燃費車に買い替える場合に、路線バス事業者に対し助成を行います。

### ⑤ 新エネルギーの導入促進等

南房総市が実施した、廃食用油からバイオディーゼル燃料を製造する施設の設置に対して助成しました。21年度は香取市で同様の助成を行うとともに、新たに、ガソリンに添加可能なバイオエタノールの製造・利用の実用化に向けた実証実験を開始します。また、次世代エネルギーパーク<sup>※</sup>についての検討を行います。

※太陽光、風力等の新エネルギーを目で見て触れて理解を深めるために、地方自治体等によって計画された地域拠点。

### ⑥ 県自らの率先行動の推進

20年4月から「さわやかちば県民プラザ」にESCO事業を導入しました。今後は導入後の事業収支等を検証し、他の県有施設への導入について検討するとともに、市町村、事業者積極的に県のノウハウを提供し、ESCO事業導入を働きかけます。また、国の経済対策臨時交付金を活用し、年式の古い公用車71台を低公害車へ買い替えます。

図1 千葉県の二酸化炭素排出量の推移及びその内訳

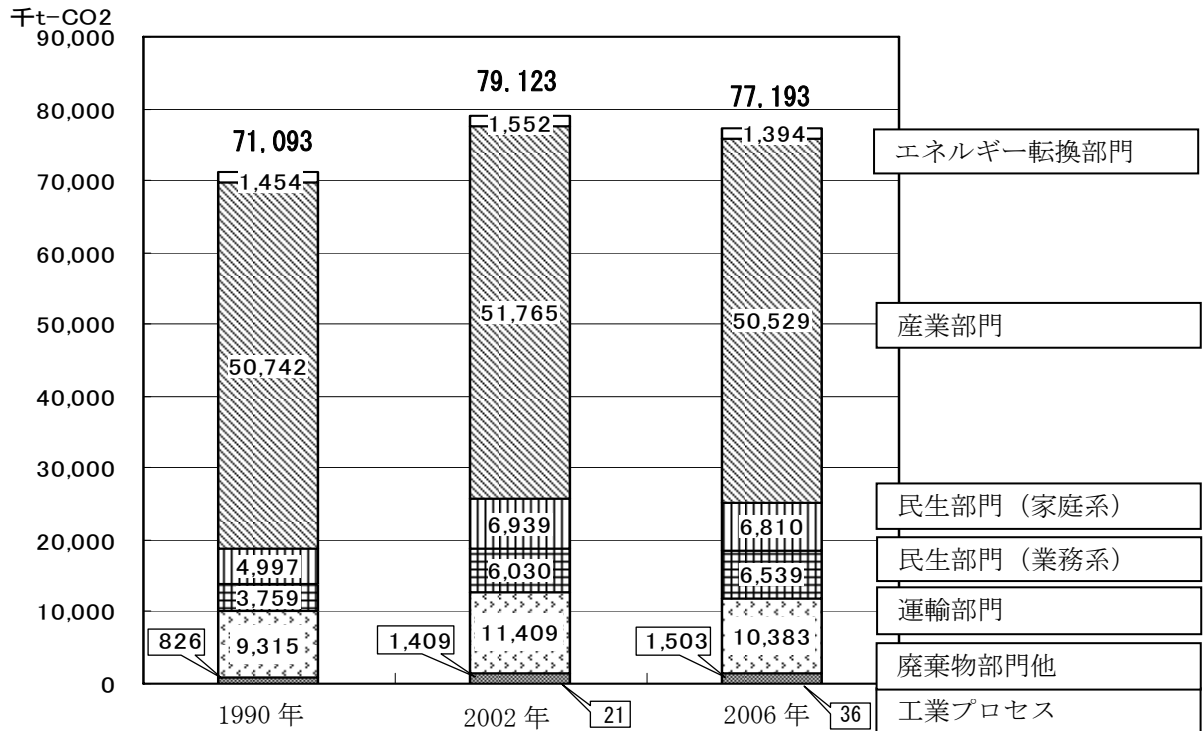
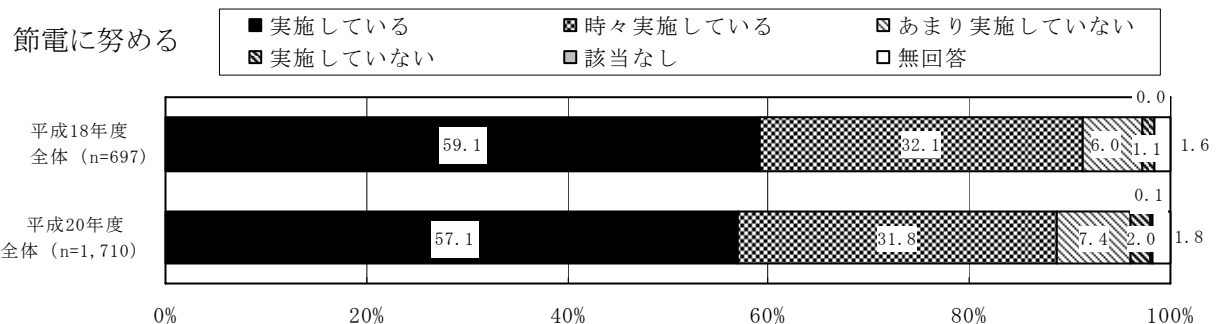
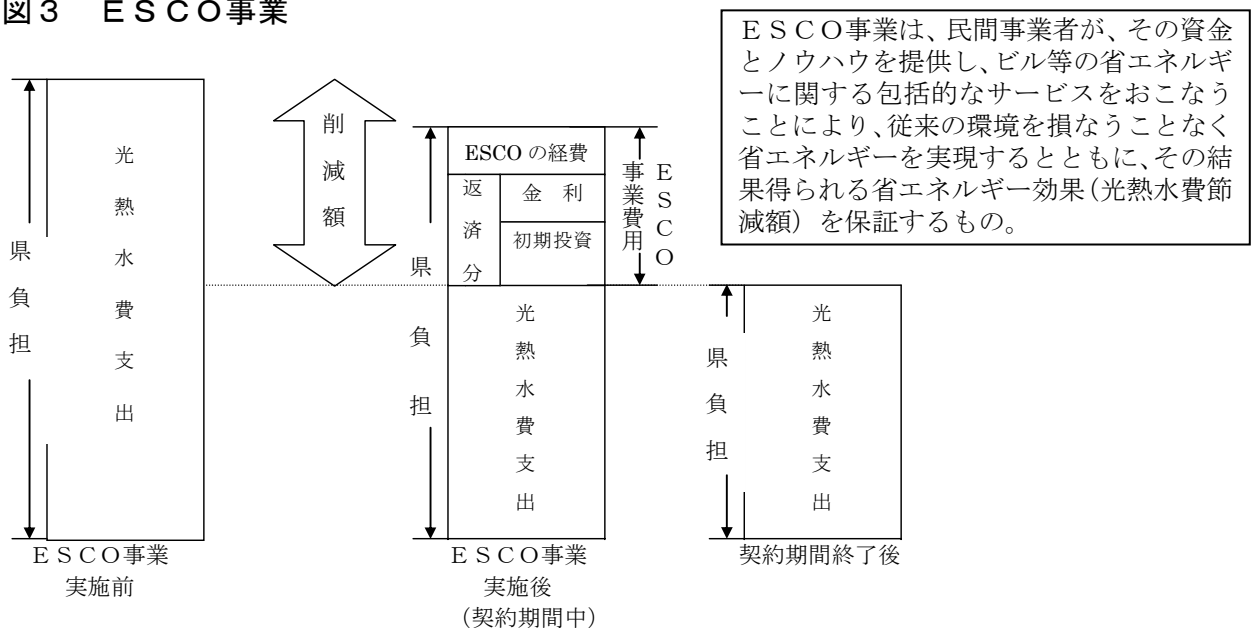


図2 日常生活における取組状況



※H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）  
 H20：県政に関する世論調査（標本数3,000 回答率57.0%）

図3 ESCO事業





## 第1章第2節 森林などによる二酸化炭素吸収の確保

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
地球温暖化防止に資する人工林の間伐実施面積	636ha (18年度)	856ha* (20年度)	800ha (20年度)	4,450ha [5カ年累計] (24年度) 更なる面積の増加 (30年度)
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m <sup>2</sup> /人 (17年度) [参考] 全国 (H17) 9.1 m <sup>2</sup> /人	6.31 m <sup>2</sup> /人 (20年度) [参考] 全国 (H20) 9.6 m <sup>2</sup> /人	6.2 m <sup>2</sup> /人 (20年度)	全国平均値に近づけます (30年度)

※育成天然林を含む。

#### 《評価》

間伐については、目標達成に向け計画どおりの面積を実施。  
1人当たり都市公園面積については、基準年度と比べて全国平均値との差は拡大しているが、施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

間伐については、計画どおり実施面積は増加しており、今後も引き続き計画的に進めていきます。

本県の1人当たり都市公園面積は、基準年度から増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。今後も県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 健全な森林整備・保全対策の推進

国家森林資源データベースへ県内森林現況情報等を提供し、国の森林整備事業に協力しました。また、ホームページを通じて、温暖化対策における森林の役割等について情報発信を行ったほか、県内各地でタウンミーティングを43回開催し、県民の意見の概要を把握しました。今後これをもとに施策やビジョンを提示していきます。

また、間伐を中心とした森林整備促進事業として、公共・県単造林事業（植栽、下刈等）243ha、森林吸収源対策間伐促進事業（間伐）82haを実施しました。

21年度も、引き続き森林整備など各種事業を実施します。

#### ② 木材資源の有効利用対策

新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成（5棟）等を通じて、県産材の利用拡大を図りました。

また、未利用木質資源の製品及びエネルギーとしての有効利用を推進するため、大学等の研究機関や地元事業者等と連携して共同研究を行いました。県の専門機関では、i 農林総合研究センターにおいて、木質バイオマスを効率的に分解する微生物処理法の開発、ii 産業支援技術研究所において、サンブスギ木炭を混合した電磁波のシールド材・吸収材のサンプル試作及び特性評価を実施する等、各種の試験・研究に取り組みました。

21 年度も引き続き県産材の利用拡大のための各種事業を実施するとともに、試験・研究についても継続して取り組んでいきます。

### ③ 都市の緑化対策

公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的として、一定規模以上の工場や物流施設等の事業者と緑化協定を締結し、事業敷地における緑地を確保しています。20 年度は協定締結数 35 件（累計 975 件）、緑地面積 22.3ha（累計 1641.7ha）実施しました。

また、八都県市合同による緑のカーテン普及キャンペーン等の取組として、北総花の丘公園、柏の葉公園、ちばキャリアアップセンターにおいて、ゴーヤを使った緑のカーテンを設置しました。

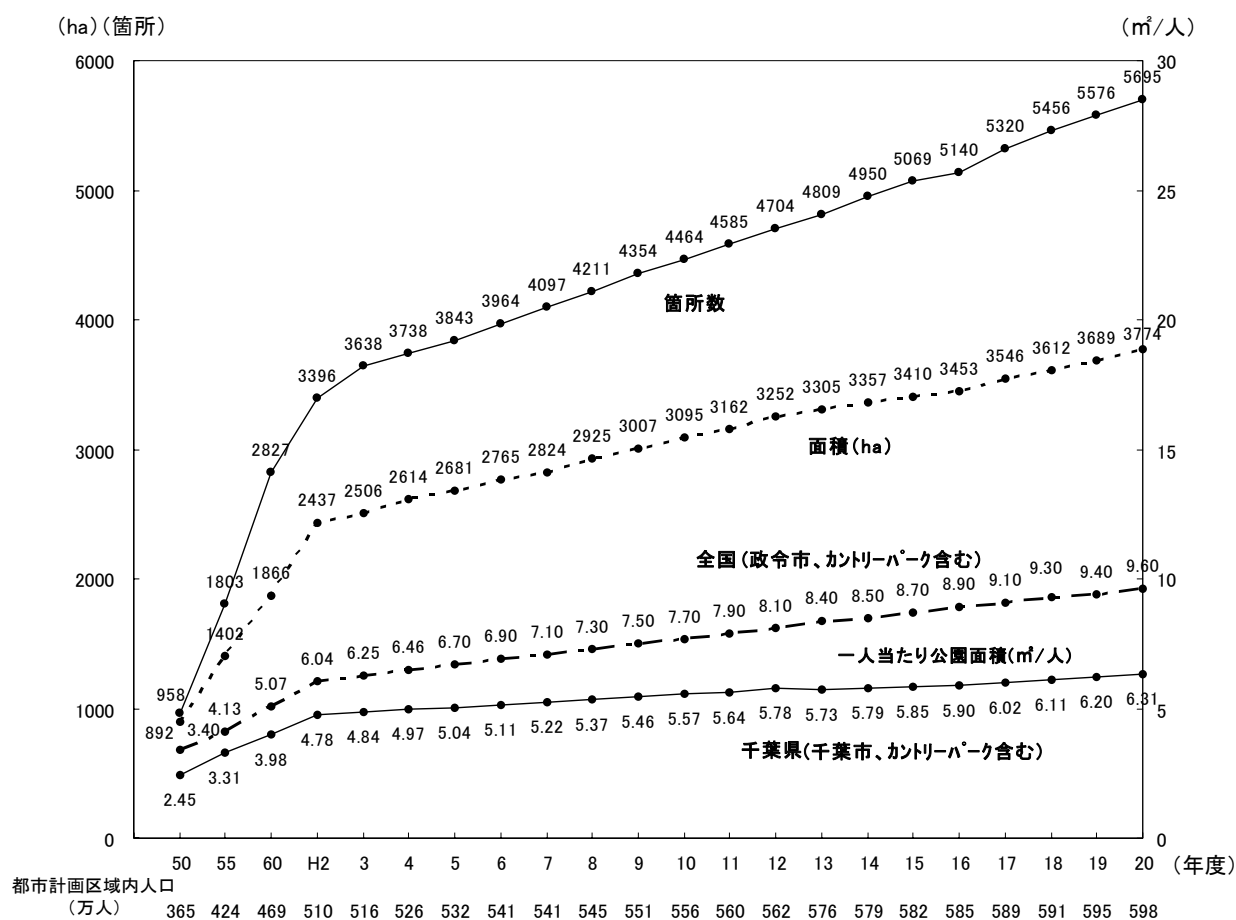
21 年度も緑化協定による緑地の確保など各種対策を引き続き実施するとともに、オオタカが生息するなど豊かな自然環境が残る市野谷の森について、都市公園として整備・保全します。

表 1. 千葉県森林吸収量確保推進計画及び実績

区 分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
森林整備(間伐)	計 画 (ha)	700	800	800	900	950	1,000	5,150
	実 績 (ha)	698	856					1,554

出典：「千葉県森林吸収量確保推進計画」

図 4. 一人当たり都市公園面積推移



## 第1章第3節 オゾン層保護のためのフロン対策

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
フロン類の不適正処理事案の発生数	輸送中のフロンガスの漏出やフロン類を含む電気機器の不法投棄事例が見受けられます。 (18・19年度)	輸送中のフロンガスの漏出はありませんでした(廃家電の不法投棄件数は調査中)。	無くします (毎年度)

#### 《評価》

輸送中のフロンガスの漏出事例はなかった。廃家電の不法投棄件数、フロン回収量については調査中であるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

平成15年度以降、家電リサイクル法に基づく廃家電の不法投棄台数は減少し、フロン回収破壊法・自動車リサイクル法・家電リサイクル法に基づくフロン回収量は増加傾向にあります。今後も引き続き目標の達成に向け、施策に取り組みます。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① フロン類の適正回収の推進

輸送中の漏出を防ぎ、フロン回収量を増やすためには、事業者には法令の認識を高め理解を促すことが必要となります。そのため、県ホームページで法令の概要や役割などの情報を提供するとともに、第1種特定製品である業務用機器の回収を業としている登録業者に、フロン回収破壊法に基づく登録更新を通知し、第一種フロン類回収業者の登録を促進しました。平成21年4月1日現在の事業者数は、前年から1件増加し、1577件となっています。また、立入検査を19事業所に対して実施し、その結果、特に問題はありませんでした。

さらに、カーエアコンからのフロン回収についても自動車リサイクル法に基づく解体業、破碎業の立入検査に併せて確認を行いました。

引き続き、フロン類回収業者に対する立入検査を実施し、遵法意識の向上に努めていきます。

#### ② オゾン層保護、フロン対策に関する啓発の実施

オゾン層保護対策推進月間(9月)にあわせて、市町村にポスター・チラシなどを配布したほか、県ホームページで情報提供を行いました。引き続き、県民・事業者に対し、廃家電の適正処理やフロン回収・オゾン層保護の重要性について啓発を実施していきます。

#### ③ 大気中のフロン濃度の常時監視

県内7地点で、特定フロンのうち、CFC-11などの濃度を毎月測定しました。近年、特定フロン濃度の年平均値は低下傾向にあります。引き続き、大気中のフロン濃度の測定を行っていきます。

表2. 廃家電（家電リサイクル法の4品目）の不法投棄

(単位：台)

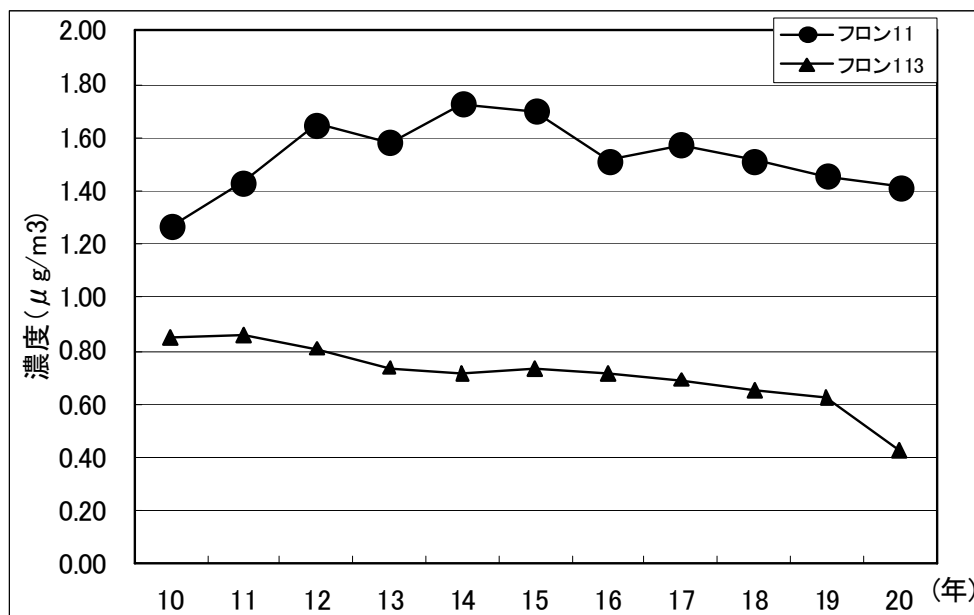
15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
13,221	13,606	10,769	10,710	7,752

表3. フロン回収量の推移

(単位：トン)

回収した機器の種類 (適用法)	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	19年度の内訳		
						CFC	HCFC	HFC
業務用冷凍空調機器 (フロン回収破壊法)	73.8	93.6	106.9	120	118.2	19.5	86.3	12.4
自動車用エアコン (フロン回収破壊法)	32.4	27.2	0.4	0.234	0.0075	0.0008	-	0.0067
自動車用エアコン (自動車リサイクル法)	0	0	46.7	49.7	35.6	7.5	-	28.1
家庭用冷蔵庫、エアコン (家電リサイクル法)	52.1	57.7	63.5	59.2	71.4	-	-	-
合計	158.3	178.5	217.5	229.1	225.2	27	86.3	40.5

図5. 特定フロンの濃度調査結果



## 第2章第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
市町村の生物多様性行動計画*の策定	未策定 (19年度)	未策定 (20年度)	全市町村で策定 (30年度)
生物多様性モデル事業の実施数	未実施 (19年度)	市町村 1件 NPO 12件 (20年度)	市町村 10件 NPO 50件 (24年度)

※「生物多様性行動計画」は生物多様性基本法で「生物多様性地域戦略」に位置付けられます。

#### 《評価》

生物多様性モデル事業については順調に進捗しているが、市町村の生物多様性行動計画については計画策定に至っていない。

生物多様性基本法が昨年6月に公布・施行されたことも踏まえ、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

平成20年3月に策定した「生物多様性ちば県戦略」に基づき、市町村、NPO等の多様な主体による生物多様性保全の取組を推進するため、20年度に生物多様性モデル事業を立ち上げました。

モデル事業のうち、NPOが実施する事業については、12団体が実施した様々な地域における生物多様性保全の取組に対して助成しました。

市町村が実施する事業については、1市が実施した生物多様性行動計画策定に資する事業に対して助成しましたが、戦略の策定には至っていません。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

20年4月、中央博物館内に専門的な知識を有する研究員を配置した「生物多様性センター」を設立し、同センターを中心に、基礎情報の充実・提供、専門的・科学的な指導・助言、市町村の計画づくり支援、地域やNPO等の取組支援、学校ビオトープの整備・活用支援、絶滅危惧種対策、大学との連携等の事業を行いました。

市町村やNPO等の取組支援としては、生物多様性モデル事業を立ち上げ、NPO12団体、1市に助成しました。21年度は、引き続き、当事業により、市町村やNPOによる先進的な取組に対して助成するとともに、国が作成する地域戦略策定手引きと整合性をとりつつ、市町村への個別支援を行います。

#### ② 生物多様性に関する具体的取組の推進

##### ア 生物多様性の保全と再生

夷隅川流域における里山・里海の保全再生に取り組む「夷隅川流域における生物多様性保全再生事業」を実施しました。本事業は22年度まで継続して実施

します。

希少な動植物の保護対策として、レッドデータブックの植物編を改訂するとともに、絶滅危惧種の回復計画の策定に向けた検討やミヤコタナゴ保護増殖事業を実施しました。21年度は、引き続き、ミヤコタナゴ保護増殖事業を実施します。また、レッドデータブックの動物編・植物群落編の改訂に着手するとともに、絶滅危惧種回復計画を策定します。

## イ 生物多様性の持続可能な利用

遺伝子資源の適切な利用として、農作物等の新品種開発及び品種改良に有用な品種の種子は収集し保存しています。引き続き、収集保存し、研究に利用します。

生態系が持つ公益的機能の増進について、松くい虫被害等で機能が低下している海岸保安林や間伐等の森林整備が遅れている水源かん養保安林などにおいて、植栽（11.07ha）本数調整伐（48.98ha）等の適正な森林整備を実施しました。

## ウ 生物多様性の研究と教育

多様な生物多様性施策を展開するため、生物多様性に関する地理情報システムを構築しました。21年度は、生物多様性地理情報システムを各種施策の検討に活用していくためのデータ整備等を実施します。

多様な主体の連携・参加として、20年12月24日、千葉県の生物多様性に関する研究を行っている6つの大学（江戸川大、千葉大、東京大、東京海洋大、東京情報大、東邦大）と生物多様性に関する連携協定を締結し、地球温暖化の影響、里山の荒廃、外来生物の影響などの委託研究（モニタリング）を実施しました。21年度は、引き続き、20年度の結果を踏まえて委託研究を実施するとともに、生物多様性センターにおいて、各大学の夏休み期間中、インターンシップ実習生を受け入れます。

また、里山・里沼・里海を体験・認識するため、山・川・海のフィールドミュージアム事業等を実施しました。21年度は、引き続き、講座の開催等の事業を実施します。

## ③ 地球温暖化にかかわる生物多様性保全対策

生命（いのち）のにぎわい調査団を20年7月に発足させ、県民によるモニタリングを開始したところ、調査団員として、21年3月末現在、345名が登録しました。21年度は、引き続き、当該調査団の募集及びモニタリングを実施するとともに、他のモニタリング及び情報収集の手法を検討します。

また、「地球温暖化防止と生物多様性保全」推進きゃらばん隊の啓発活動を通して、県民への普及啓発を実施しました。21年度についても、キャンペーン等と連携し、県内各地で普及啓発を実施します。

表4. 平成20年度 生物多様性モデル事業 実施一覧

(1) NPO事業

団体名	事業の主な内容	活動地域
ちば・谷津田フォーラム	生物多様性車座会議、草木染めと展示	千葉市
ちば環境情報センター	里山で描く生き物まんが体験学習	千葉市
八千代市はたらの里づくり実行委員会	ヘイケボタル、ニホンアカガエル、ジャコウアゲハの保全と育成	八千代市
緑の環・協議会	山砂採取跡地の水源涵養林への復元	千葉市
NPOホテル野	不耕起栽培で生態系がどの程度甦るのかを調査、観察	流山市
千葉まちづくりサポートセンター	千葉の貝塚群の再評価し、生物多様性に配慮したまちづくりを推進するシンポジウム開催	千葉市
夷隅郡市自然を守る会	南房総「生物多様性」観察ガイドブック作成	いすみ市、勝浦市、御宿町、大多喜町
北総里山クラブ	谷田・武西地区動植物保全	印西市、白井市
アースデイ・エブリデイ	生物多様性のポータルサイト設立、セミナー開催	我孫子市、浦安市
グループ2000	ビオトープを通じて自然体験活動	千葉市
海のもの里のもの料理研究会	千葉の生物多様性と食文化の調査、料理研究	千葉市、船橋市、いすみ市
ちば生物多様性展示実行委員会	生物多様性の表現制作と移動展示活動	千葉市外5市

(2) 市町村事業

市町村名	事業の主な内容
市川市	自然環境実態調査のモニタリング調査の一環として、真間川・大柏川・国分川水系及び大柏川第一調整池、国分川調整池などに関する淡水性水生生物や魚類の生息状況を調査。



## 第2章第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
自然公園の指定	10 地域 28,537ha (18 年度)	10 地域 28,537ha (20 年度)	10 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956ha (18 年度)	28 地域 1,956ha (20 年度)	28 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	11 万 1 千人 (18 年度)	10 万 4 千人 (20 年度)	12 万人 (22 年度以降毎年度)

#### 《評価》

自然公園及び自然環境保全地域については、区域の維持・拡大に向けた現況調査を計画的に実施しており、順調に進捗している。

自然公園ビジターセンター等の利用者は、社会経済的要因により減少したと考えられるが、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

自然公園については、公園ごとの現況調査を進めており、21 年度も引き続き調査を実施します。また、区域内では、法令に基づいて新たな開発行為の規制を行っており、引き続き自然環境の保全を図っていきます。

自然環境保全地域については、動植物、地形等の変遷調査を行うとともに、関係市町村と連携し、地域の拡大に取り組みます。

自然公園ビジターセンター等の利用者数は減少しましたが、今後は、東京湾アクアラインの普通車の通行料 800 円化などを契機として、利用者数を目標値に到達させるよう努めます。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全

##### ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

自然公園計画見直しの必要性を検討するため、県立笠森鶴舞自然公園において、生物多様性の観点を取り入れた公園の現況調査を実施しました。21 年度は、引き続き養老溪谷奥清澄自然公園の現況調査を実施します。また、自然公園区域では、原生的自然環境を保護するため、毎年、法令に基づく行為規制を実施しています。

##### イ 自然環境保全地域等による拠点となる重要地区の保全

既指定地域の現況を確認するため、20 年度は元清澄山自然環境保全地域のうち、2 分の 1 の区域で変遷調査を実施しました。21 年度は 20 年度未実施の区域について、引き続き調査を実施します。

また、原生的自然環境の間の連続性を確保するため、道路法面や河川護岸等の緑化を推進しました。21年度も引き続き、道路や河川等の緑化を推進します。

## ② 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

20年度は各自然公園、首都圏自然歩道の利用者数に関する情報収集を行いました。21年度は、引き続き、利用者数等の情報収集を行うとともに、区域内において「利用を重視する地区」の抽出を行います。

また、地域における自然観察活動を支援するため、隔年で開催している自然観察指導員講習会を清和県民の森において開催しました。

さらに、九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、車止めや規制看板等の設置やテレビ・ラジオ・リーフレット作成等を通じた普及啓発を実施しました。引き続き、関係市町村等と連携のもと普及啓発に努めます。

表5. 自然公園・自然環境保全地域等の指定数・面積

(1) 自然公園 (10 地域 28,537 ha : 県土面積 (515,658 ha) の 5.53%)

① 国定公園 (2 地域 8,845 ha : 県土面積の 1.71%)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
地域数	2				→ 2
面積 (ha)	8,835 (8,604)	8,845			→ 8,845 → (8,604)

※ ( ) 内は特別地域の面積。以下同じ。

公園数は昭和 33 年度以降変化なし。

面積は平成 17 年度に水郷筑波国定公園内において、海域普通地域を埋立て陸域化したことにより増加。

② 県立自然公園 (8 地域 19,692 ha : 県土面積の 3.82%)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
地域数	8				→ 8
面積 (ha)	19,692 (7,170)				→ 19,692 → (7,170)

※ 公園数、面積ともに平成 7 年度の見直し (大和根、富山、印旛手賀) 以降変化なし。

(2) 環境保全地域 (県指定) (28 地域 1,956.36 ha : 県土面積の 0.38%)

① 自然環境保全地域 (9 地域 1,773.75 ha : 県土面積の 0.34%)

\* 国指定自然環境保全地域はない

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
地域数	9				→ 9
面積 (ha)	1,773.75 (291.54)				→ 1,773.75 → (291.54)

※ 平成 10 年 3 月に大福山北部 (市原市) の指定。以降変化なし。

② 郷土環境保全地域 (18 地域 105.31 ha : 県土面積の 0.02%)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
地域数	18				→ 18
面積 (ha)	105.31 ( 0)				→ 105.31 → ( 0)

※ 平成 6 年 3 月に八王子の森 (船橋市)、平成 16 年 11 月に小松寺の森 (旧千倉町) を指定。以降変化なし。

③ 緑地環境保全地域 (1 地域 77.30 ha : 県土面積の 0.01%)

	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
地域数	1				→ 1
面積 (ha)	77.3 ( 0)				→ 77.3 → ( 0)

※ 昭和 52 年 4 月に山倉ダム周辺緑地環境保全地域を指定。以降変化なし。

合計 38 地域 30,493.36 ha (県土面積 515,658 ha の 5.91%)

## 第2章第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
森林面積	162,500ha (16年度)	161,732ha (19年度)	森林面積の減少を押さえることにより159,700ha以上を確保します (29年度)
農用地面積	135,100ha (16年度)	131,011ha (19年度)	農地面積の減少を押さえることにより130,100ha以上を確保します (29年度)
海域における環境基準達成率(COD)	63.6% (18年度) [参考] 全国(H18) 74.5%	72.7% (20年度) [参考] 全国(H19) 78.7%	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)

#### 《評価》

森林面積及び農用地面積については、引き続き、減少傾向が続いており、また、海域における環境基準達成率は、年度による変動はあるものの、目標値に近づいている。今後の施策の推進により目標達成に向け取り組む。

森林面積は、年々減少しており、過去3年間では734ha減少しています。計画的な森林整備や間伐等を実施しているものの、開発行為等による森林面積の減少がそれを上回る状況にあります。今後は森林の保全と適正な管理に努め、森林機能の維持・増進を図っていきます。

農用地面積については、年々減少しており、目標の下限値に近づいてきています。今後は、農振法に基づく農地の適正な管理や、厳格な農地転用許可制度の運用などによる、農地転用の抑制を図ることにより、農業生産の基礎的資源である農地の確保に努めていきます。

海域における環境基準達成率については、気象条件による水質変動が大きく、19年度は低下したものの、20年度は基準年度と比較して向上しています

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 健全な森林整備・保全対策の推進

##### ア 適切な森林管理・整備の推進

前述した森林整備・保全対策（1章2節参照）のほか、県民等の参加による里山の保全・整備・活用として、「里山情報バンク」による情報提供、里山活動協定の締結（15件）、里山活動への支援（63団体）を実施したほか、第5回里山フェスティバルでは、「里山体験コース」に223名、里山シンポジウムには450名が参加しました。

また、砂利採取跡地3事業地において、事業者と連携した森林回復実証試験を

実施するとともに、計画的な森林回復推進と緑化技術について指導しました。

21年度も、引き続き、これら施策を実施します。

#### イ 森林の持つ多様な機能の活用

森林を環境学習や林業体験の場としての「教育の森」の利用促進として、5箇所  
の教育の森を整備しました。また、健康と癒しの森フォーラムの開催や健康と癒  
しの森30選選定調査を実施したほか、「ちばの木」にふれあう機会の促進とし  
て、木工作品コンクール等の開催や大工職人による中学校出前教室を12回開催  
しました。

21年度も、引き続き、これら施策を実施します。

#### ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

県産木材の利用拡大として、治山・林道事業で施工する木柵、木杭等に県産材  
の使用(535 m<sup>3</sup>)を実施しました。21年度は、ちばの木活用コーディネーターの  
養成、県産木材を使用した木造新築住宅建築や木材市場での見学会、木材フェア、  
各種セミナー開催等の普及啓発等への支援を引き続き実施します。

### ② 農村環境の保全と活用

#### ア 農地の保全と担い手の確保

耕作放棄地の防止として、耕作放棄地対策基本方針及び再生利用推進計画の策  
定、地域協議会の設置、再生実証実験の実施(7.2ha)など耕作放棄地再生利用  
推進事業を実施しました。また、20年度の新規就農者(256名)は19年度から  
大幅に増加(54名増加)しました。

21年度は、引き続き、国の交付金を活用した耕作放棄地の再生・利用を実施す  
るとともに、担い手の確保として、就農希望者に対して、関係機関から情報提供  
を行うとともに、多様な就農希望者個々に対し、きめ細かく対応します。

#### イ 環境保全型農業の推進

ちばエコ農産物<sup>\*</sup>の認証推進(4,492ha)、ちばエコ農業栽培カード作成(6品目)、  
エコファーマー認定推進等を実施しました。21年度は、引き続き、ちばエコ農業  
生産者協議会を中心とする生産者が連携して、生産から販売に取り組むネットワ  
ークづくりに向けた活動やちばエコ農産物の認知度向上を図る活動への支援を  
強化します。

<sup>\*</sup> 指定産地などで生産され農薬や化学肥料が2分の1以上低減し、栽培に関する履歴の記帳と  
情報公開などを満たす農産物

#### ウ 地域資源を活用した農村の活性化

グリーン・ブルーツーリズムの普及拡大として、住民参加型モデル地域づくり  
支援事業を実施したほか、グリーン・ブルーツーリズム担い手養成塾を開催しま  
した。21年度は、引き続き、交流促進施設などの施設整備への支援を行うほか、  
交流施設等のPRや人材育成など、受入体制の整備を実施します。

### ③ 湖沼・沿岸域の保全と活用

#### ア 湖沼の水環境の保全

印旛沼、手賀沼については、湖沼水質保全計画の着実な推進を図るとともに、各種計画に基づき、水環境の保全に取り組みました（4章3節参照）。

#### イ 沿岸域の保全と活用

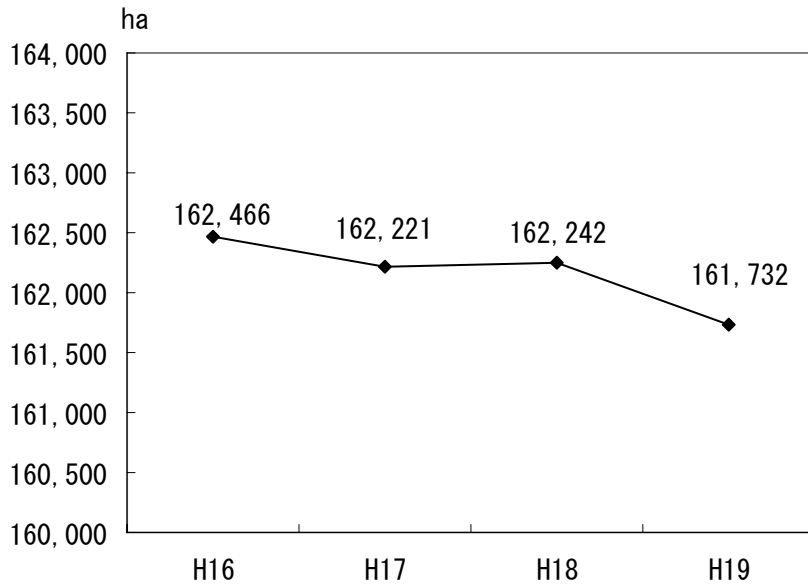
千葉の里山・里海サブ・グローバル評価プロジェクトチームを設置（9月1日）し、自然環境等に関わる資料・情報の収集及び調査研究を実施しました。22年10月に名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）に向け報告書を作成します。

三番瀬について、行徳湿地の生物生息環境調査（トビハゼ影響調査）、三番瀬自然環境調査（水環境モニタリング調査、深淺測量）などを実施するとともに、ラムサール条約や国指定鳥獣保護区特別保護地区に関する勉強会や意見交換会を4回開催しました。

21年度は、引き続き、生物生息環境調査、三番瀬自然環境調査などを実施するとともに、谷津干潟と三番瀬との連携を考慮したラムサール条約への登録について、地域住民をはじめ、関係者・関係機関との協議・調整を進めます。

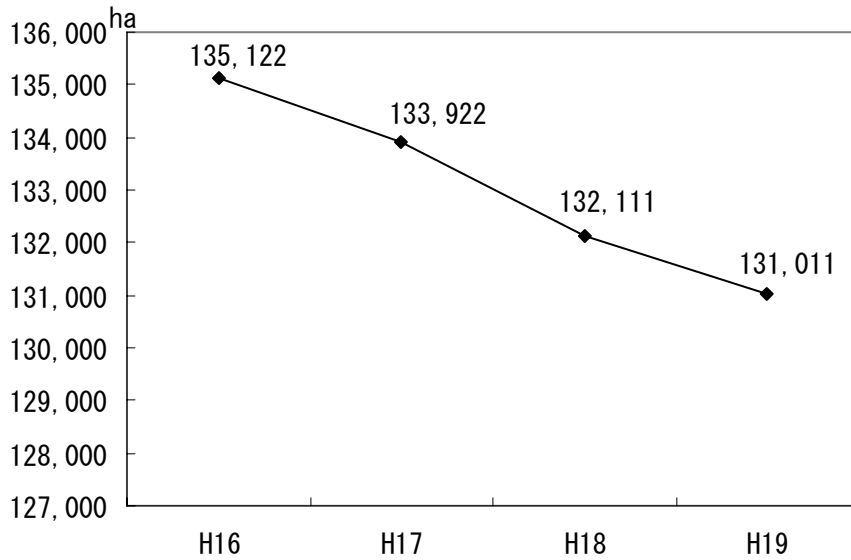
この他、人工魚礁、藻場整備、アオサ対策など漁場整備、九十九里浜の養浜などに継続的に取り組んでいきます。

図6 森林面積の推移



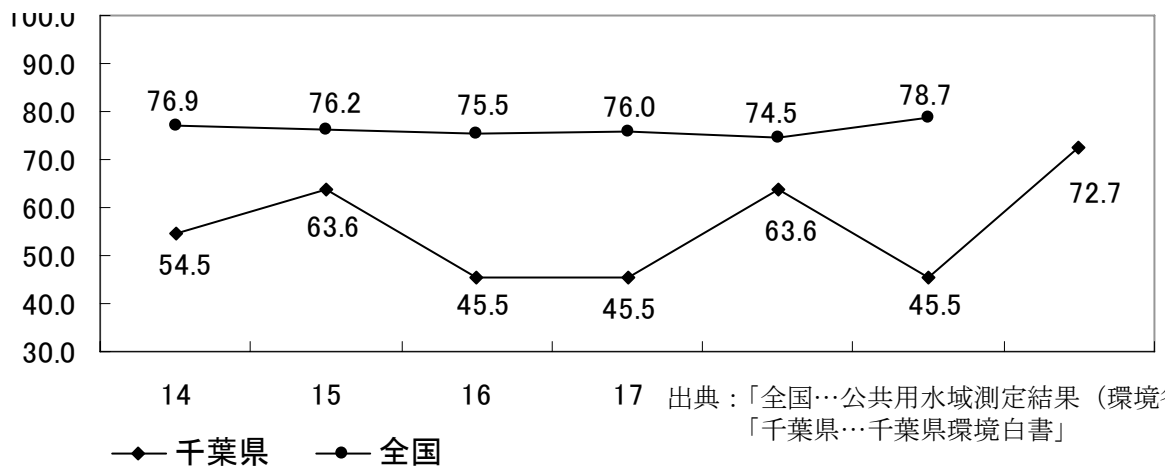
出典：「土地利用現況把握調査」

図7 農用地面積の推移



出典：「土地利用現況把握調査」

図8 海域におけるCODの環境基準達成状況



出典：「全国…公共用水域測定結果（環境省）」  
「千葉県…千葉県環境白書」

◆ 千葉県    ● 全国

## 第2章第4節 都市における緑と水辺のネットワークづくり

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m <sup>2</sup> /人 (17年度) 〔参考〕 全国 (H17) 9.1 m <sup>2</sup> /人	6.31 m <sup>2</sup> /人 (20年度) 〔参考〕 全国 (H20) 9.6 m <sup>2</sup> /人	6.2 m <sup>2</sup> /人 (20年度)	全国平均値に近づけます (30年度)

#### 《評価》

基準年度と比べて全国平均値との差は拡大している。施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

千葉県の1人当たりの都市公園面積は、基準年度から増加しており、整備された都市公園の面積も増加していますが、千葉県と全国平均値との差は、基準年度と比べて拡大しています。今後とも、県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 都市の緑化対策

##### ア 緑の空間の創造

前述した緑化協定締結のほか（1章2節参照）、学校における自然環境の復元や緑化を促進するため、生物多様性体験学習推進事業により、小学校13校、高校2校が実施したビオトープの整備・活用に対し助成しました。また、屋上緑化・壁面緑化の普及・促進を図るため、関係市及び庁内関係課による推進会議や都市緑化政策に関する勉強会を開催しました。

21年度も、引き続き、学校ビオトープの整備・活用を推進するとともに、緑化の普及・促進を図ります。

##### イ 緑化意識の高揚

緑化意識の普及啓発のため、八都県市合同で緑のカーテン普及キャンペーンを3回実施したほか、学校ビオトープ整備・活用の事例報告会、観察会として、中央博物館・生態園において「学校ビオトープフォーラム」を開催しました。

21年度も、引き続きキャンペーン及びフォーラムを開催します。

##### ウ 都市地域の農地の活用

都市農業に対する理解促進を図るため、農業体験、講演会、交流会、啓発等を17地区で実施しました。21年度は、ガイドブックやホームページを活用した情報発信を行います。



## ② 水辺空間の形成

### ア うるおいのある水辺空間の整備

河川整備計画策定のための流域懇談会を、椎津川流域（1回）及び、小糸川流域（2回）で開催しました。

また、流域下水道の終末処理場で処理した下水高度処理水を海老川水系の長津川、飯山満川支川に放流することにより、河川の流量を確保し、水環境の改善を図りました。

21年度は、一宮川、夷隅川において流域懇談会を開催するとともに、引き続き下水高度処理水の放流を実施します。

### イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

千葉県河川海岸アダプトプログラム<sup>※</sup>実施要領を制定し、14団体と合意書を締結しました。21年度は、引き続き、県民の河川等への理解や関心を高めるために、アダプトプログラムの周知、啓発活動に努め、河川美化・愛護思想の向上を図ります。

<sup>※</sup> アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子にみたくて、NPO等の民間団体等が里親となって、環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

## ③ 緑と水辺のネットワークづくり

緑と水辺のネットワークづくりの一環として、前述した学校ビオトープのほか、市町村が行う「緑の基本計画」策定について、2市（新規1市、見直し1市）の取組みを支援しました。引き続き、緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村への指導・助言等を行います。

## 第2章第5節 野生動植物の保護と管理

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
希少動植物の保護回復計画の策定	未策定 (19年度)	未策定 (20年度)	全市町村で作成 (30年度)
特定外来生物の防除対策の実施	カミツキガメ 約1,000頭 (17年度)	— ※	県域から排除します (30年度)
	アカゲザル 約600頭 (19年度)	— ※	
	アライグマ 約1,000～7,000頭 (19年度)	— ※	
	キョン 約1,400～5,400頭 (19年度)	— ※	

※ 基準年度以降の推定生息数の調査は未実施

#### 《評価》

希少動植物の保護回復計画は、現在策定に至っていないが、特定外来生物の防除対策については、カミツキガメ、アカゲザルに続き、アライグマ及びキョンの防除実施計画を策定した。また、同計画に基づき、カミツキガメ、アカゲザル及びアライグマの防除を実施した。今後の施策の推進により目標達成を目指す。

希少動植物の保護回復計画の策定については、絶滅危惧種であるシャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツの回復計画を策定するため、それぞれ保全協議会を設置し、平成21年度中の策定に向け検討を行っています。

特定外来生物の防除は、原則として国が行いますが、県や市町村等においても国の確認又は認定を受け実施できることとされており、県では、カミツキガメ、アカゲザルに加え、平成20年6月にアライグマ、平成21年3月にキョンの防除実施計画を策定しています。平成20年度は各々の防除実施計画に基づき、カミツキガメ252頭、アカゲザル247頭、アライグマ874頭を捕獲しました。

また、県では、特定外来生物に指定されている植物のうち、ナガエツルノゲイトウの防除実施計画を策定し、印旛沼及び手賀沼周辺で防除を実施しています。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 希少な動植物の保護対策の推進

20年度は、平成10年度に発刊されたレッドデータブック（植物編）を改訂しました。21年度からは、動物編・植物群落編の改訂を行います。

また、絶滅危惧種（シャープゲンゴロウモドキ、ヒメコマツ）の回復計画を策定するため、シャープゲンゴロウモドキ保全協議会を3回開催、ヒメコマツ保全協議

会を2回開催し、生息地視察、生育状況調査等を実施しました。21年度は、それぞれの回復計画を策定します。

## ② 外来種対策等の推進

外来種対策について、外来種(植物)リストを作成するため、外来種対策(植物)検討委員会を4回開催し、有識者等からの意見聴取などを実施しました。21年度は、外来種リスト(植物)を作成します。

また、特定外来生物緊急対策として、アライグマの防除実施計画を平成20年7月に、キョンの防除実施計画を平成21年3月に策定しました。さらに、アカゲザルとニホンザルの交雑による房総のニホンザル地域個体群への遺伝的影響を把握するため、交雑モニタリング事業によりニホンザルのDNA分析を実施しました。

21年度は、引き続き、アカゲザルとニホンザルとの交雑モニタリング調査を実施するとともに、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ及びキョンについて、防除実施計画に基づき防除を実施します。

また、県内の河川等で分布が確認されているナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ミズヒマワリ及びカワヒバリガイについては、河川環境課と連携し防除を実施します。

## ③ 野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣による農作物等への被害対策については、ニホンジカ・ニホンザルなどの生息状況等の調査を行い、効果的な個体数管理に活用するとともに、市町村が行うニホンジカ・ニホンザル・イノシシの有害捕獲事業に対して助成しました。また、捕獲の担い手の確保を促進するため、狩猟免許試験を3回から4回に増やし、内1回を特に希望が多い南房総地域で実施したことにより、前年度より37人多い278人が狩猟免許を取得しました。

平成21年度には、新たに野生鳥獣の生息地と農地等との間の緩衝地帯の整備による被害軽減効果についてモデル地区を設定して実証試験を行うとともに、引き続き、市町村、関係団体等と連携を図り、総合的な対策を実施します。

野生鳥獣の保護については、8箇所(鳥獣保護区)の更新を行うとともに、生息数が減少しているヤマドリを198羽人工飼育し放鳥しました。また、ボランティアや獣医師会の協力により、597件の傷病鳥獣の救護を行いました。

平成21年度も引き続き県民の理解や協力を得ながら、野生鳥獣の保護対策を実施します。

図9 特定外来生物の捕獲数の推移

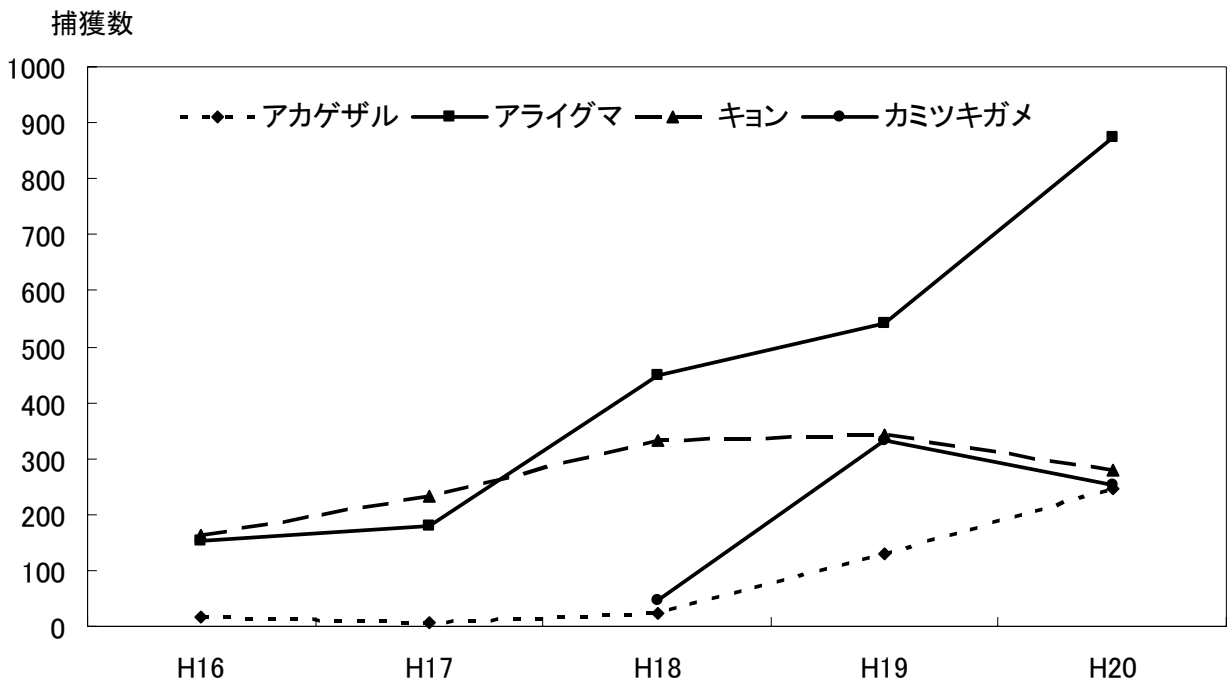
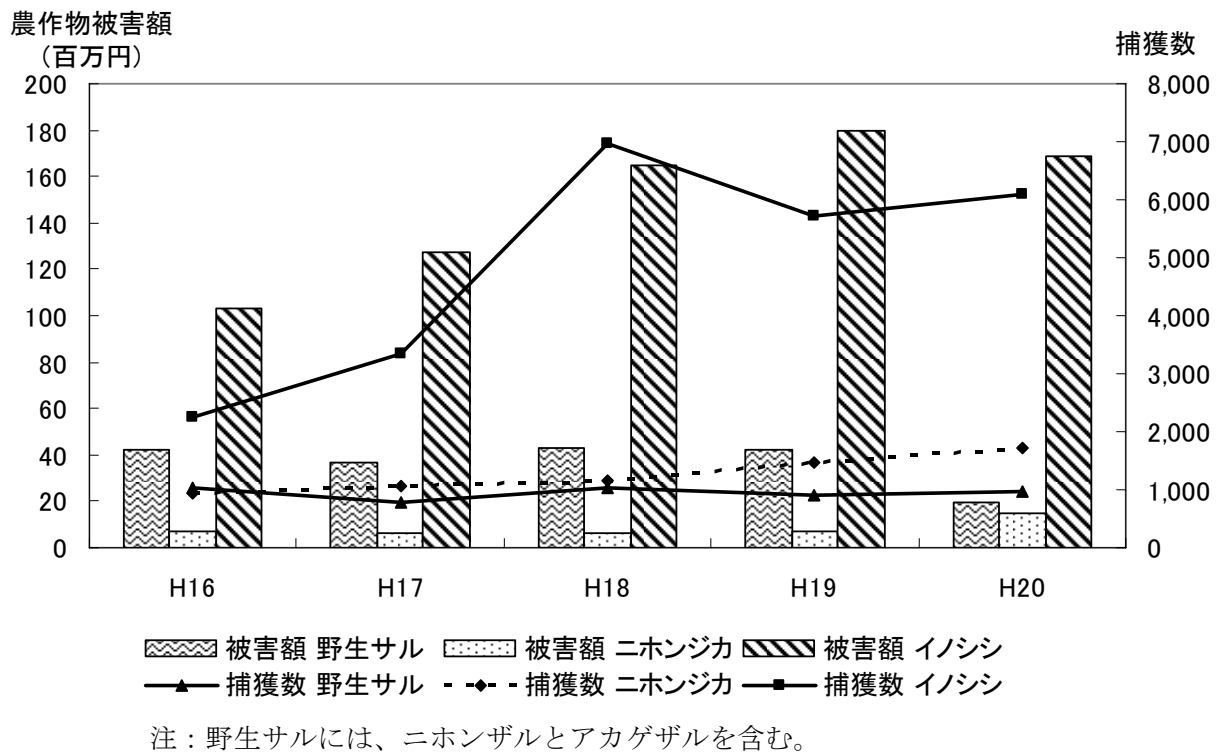


図10 野生サル、シカ、イノシシによる農作物被害額と捕獲数の推移



## 第3章第1節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
1人あたりの一般廃棄物（ごみ）の排出量	1,126g (17年度)	1,080g (19年度)	1,000g (22年度)	950g (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	19万t (17年度)	17.4万t (19年度)	15万t (22年度)	10万t (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の再資源化率	24.3% (17年度)	24.9% (19年度)	35% (22年度)	40% (30年度)
産業廃棄物の排出量	2,493万t (17年度)	2,684万t (19年度)	2,400万t (22年度)	2,300万t (30年度)
産業廃棄物の最終処分量	67万t (17年度)	73万t (19年度)	62万t (22年度)	57万t (30年度)
産業廃棄物の再資源化率	60.0% (17年度)	56% (19年度)	61% (22年度)	62% (30年度)

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあり、目標の達成に向けて施策を更に推進する必要がある。

一般廃棄物については、ごみの最終処分量は基準年度と比べて横ばいで推移したものの、1人あたりのごみの排出量及びごみの再資源化率は目標値に近づく方向で推移しました。ごみを減らし、ものを大切にすライフスタイルへの変換を目指した普及活動や、市町村による再資源化等への取組によるものと考えられます。今後、更なるごみの排出量削減、分別の徹底による再資源化率の向上を目指し、引き続き全県的な広報・PR等を展開していきます。

産業廃棄物については、排出量、最終処分量、再資源化率のいずれの項目においても目標値に近づくことができませんでした。今後、景気の動向、経済活動水準の変動等によっては排出量の増加等も懸念されるところですが、目標値を達成するため、更なる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などを図っていきます。

### 2. 主な取組と今後の対応

平成20年9月に、資源循環型社会を築くために「3Rの推進」と「適正処理の推進」を2本の柱に据えた「千葉県廃棄物処理計画」を策定し、この計画に基づいて施策を展開しました。

#### ① 資源循環を推進するためのライフスタイルづくり

レジ袋の削減に向けた普及啓発を展開したほか、使い捨て容器の使用削減、リサイクルに関する普及啓発、その他3Rの推進に向けた情報収集、調査を実施しました。

21年度は、ちばレジエコサポーターとサインアップ事業者<sup>\*</sup>の参加拡大を図るほか、コーヒーショップ等と連携し、“マイボトル”の使用促進を図るなど廃棄物の発生抑制を推進します。また、家庭や飲食店等から発生する食品廃棄物の削減に向

け、飲食店や大学などと連携したモデル事業を実施します。

※ 千葉県全体でレジ袋を削減する取り組み「ちばレジ袋削減エコスタイル（略して「ちばレジエコ」）」において、レジ袋削減について「宣言」、「取り組み」、「報告」をして参加する事業者。

## ② 資源循環の基盤となる産業づくり

溶融スラグやエコセメントについては県や市町村の公共工事で利用しました。また、バイオマスの利活用を進めるため、大学等の研究機関や地元事業者等と連携して共同研究を実施するとともに、立地が決まった各企業のバイオマス利活用施設での取組について、県、関係機関と連携していくことを確認しました。

その他、廃棄物を多量に排出する事業者に対して、自ら策定した処理計画に基づき、排出抑制とリサイクルが進むよう指導したほか、建設工事から発生する特定建設資材の分別解体や再資源化等を推進するため、全国一斉を含めたパトロールや建設現場への立入検査を実施しました。

21年度も引き続き、これら施策の充実・強化に努めます。

## ③ 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり

廃棄物交換制度<sup>※</sup>の検討にあたり、県内で産業廃棄物を多量に排出する事業者や中間処理業者を対象に、廃棄物の再生利用に関する意識調査を行いました。また、NPO、事業者、消費者関係団体、学生、市町村など各主体の参画を得て、レジ袋削減をテーマとして連携・協働の推進を図りました。

21年度は、調査結果を踏まえて新たなリサイクルルートの確立を検討します。また、レジ袋削減の推進、容器包装分別収集の促進等、様々なテーマについて、学識経験者、NPO、事業者、市町村、県民等の代表からなる推進会議等を開催し、連携・協働を図ります。

※ 廃棄物の再利用を促進するために、事業所から発生する廃棄物の中で他の事業所で資源として有効に再利用できるものについて、情報を収集し、広く事業者へ提供することにより、事業所が希望する廃棄物を斡旋する制度

図 1 1 ごみの排出原単位（1人一日あたりのごみの排出量）の推移

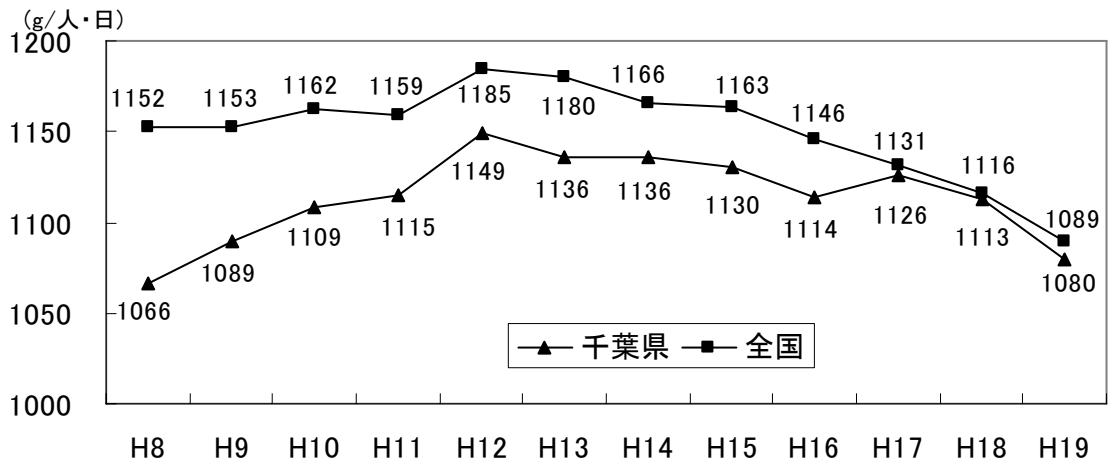


図 1 2 ごみの再資源化率の推移

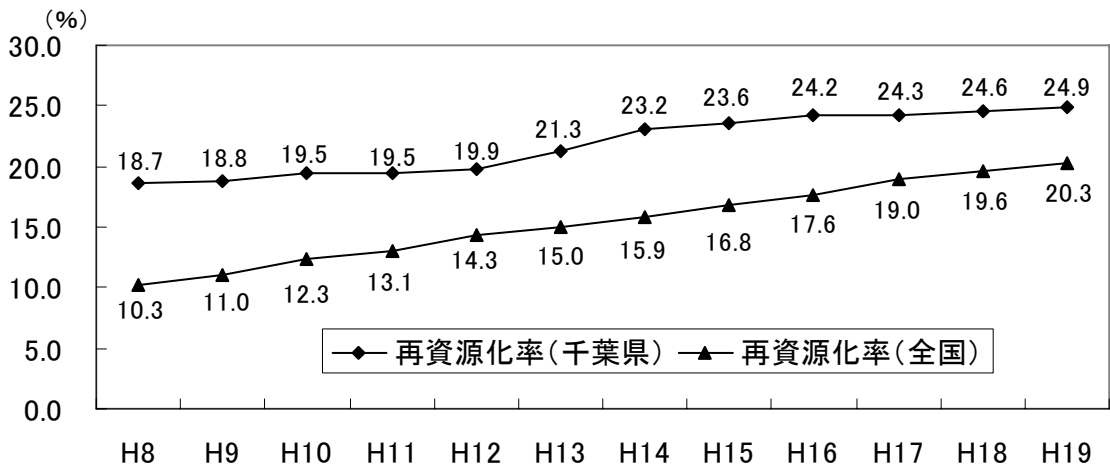
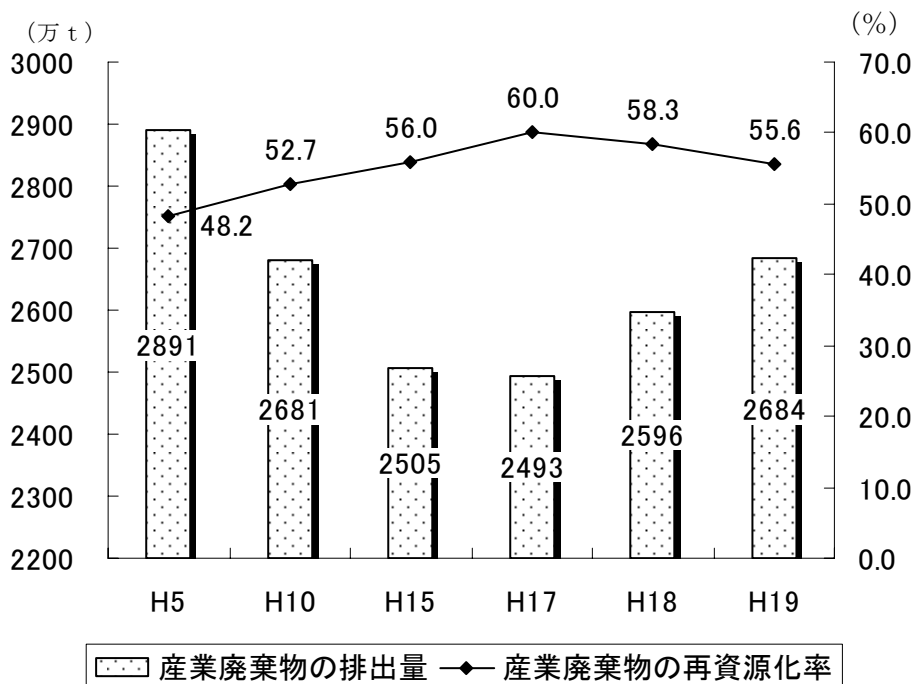


図 1 3 産業廃棄物の排出量・再資源化率の推移



## 第3章第2節 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
新たな不法投棄量 (投棄量 10 トン以上の不法投棄箇所における投棄量の総量)	23,861 トン (18 年度)	13,853 トン (19 年度)	新たな不法投棄量ゼロを目指します (早期実現)

#### 《評価》

産業廃棄物の新たな不法投棄確認量は減少傾向にある一方で、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況であるが、不適正処理の未然防止に向け、関係者が緊密な連携を図り、監視・指導活動をさらに強化することにより、目標達成を目指す。

365 日・24 時間体制の監視活動の継続や、警察や市町村と連携した指導の強化などにより、大規模で組織的な不法投棄事案は著しく減少し、新たな不法投棄確認量はピーク時（11 年度）の約 18 万トンに比べ、19 年度には約 13 分の 1 まで減少しています。

一方で、小規模でゲリラ的な不法投棄は、依然として後を絶たない状況です。

このことから、警察や市町村と一層緊密な連携を図り、迅速で的確な監視・指導活動をさらに強化するなど、産業廃棄物の不適正処理の未然防止、適正処理の確保のための体制づくりを進め、新たな不法投棄量ゼロを目指します。

### 2. 主な取組と今後の対応

平成 20 年 9 月に、資源循環型社会を築くために「3R の推進」と「適正処理の推進」を 2 本の柱に据えた「千葉県廃棄物処理計画」を策定し、この計画に基づき施策を展開しました。

#### ① 廃棄物の適正処理の確保

##### ア 適正処理に向けた体制づくり

市町村のごみ処理施設の集約化等、ごみ処理の広域化に対する考えを示すとともに、技術的な助言を行いました。

排出事業者を対象に産業廃棄物の適正処理に関する説明会を県内各地で 9 回開催しました。また、産業廃棄物処理業者に対しては、立入検査を 335 回実施し、適正処理を指導するとともに、優良事業者の育成の一環として、知事感謝状・部長感謝状による表彰を行いました。

##### イ 適正処理のための仕組みづくり

電子マニフェストの普及促進のため、排出事業者及び処理事業者を対象に制度の説明会を実施しました。また、建設廃棄物については、「千葉県建設リサイクル推進計画 2009」を策定し、電子マニフェストの普及促進や建設廃棄物の適正処理に向けた指導・監督体制の強化を位置付けました。21 年度も引き続き制度の普及促進に取り組んでいきます。

##### ウ 廃棄物処理施設の整備対策

廃棄物処理施設の設置に際し、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」及び廃棄物処理法により適正な指導を実施しています。指導



要綱に基づく事前協議の申請を新たに 40 件受理しました。

21 年度は、産業廃棄物の処理に関する公的関与のあり方の検討を含め、産業廃棄物の適正処理を推進するための仕組みづくりについて、検討します。また、次期廃棄物処理計画の策定に向け、産業廃棄物の発生量や広域移動量等に関する調査を実施します。

## エ 流入する産業廃棄物対策

県外廃棄物を県内で埋め立て処分する場合の事前協議を 326 件行い、県外産業廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、産業廃棄物の計画的な処理の促進と最終処分場の確保を図りました。

## オ 適正処理困難物の処理対策

「千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定するとともに、保管場所の立入検査を 401 件実施し、処理期限(28 年 7 月)までに適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。また、アスベスト廃棄物については、関係機関と連携し、立入検査を 138 件実施し、適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。

## ② 廃棄物の不法投棄の根絶

### ア 廃棄物の不法投棄対策

「ゴミゼロ運動」では、5 月 25 日の一斉清掃日を中心に、48 市町村において 43 万人が参加し、733 トンのごみを収集しました。21 年度も、引き続き「ゴミゼロ運動」を全県的に推進していきます。

硫酸ピッチについて、パンフレットやホームページなどを通じて「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」の周知を行い、不法投棄の未然防止を図りました。なお、これまでに確認された県内の硫酸ピッチについては、19 年度中に全量撤去が完了しています。

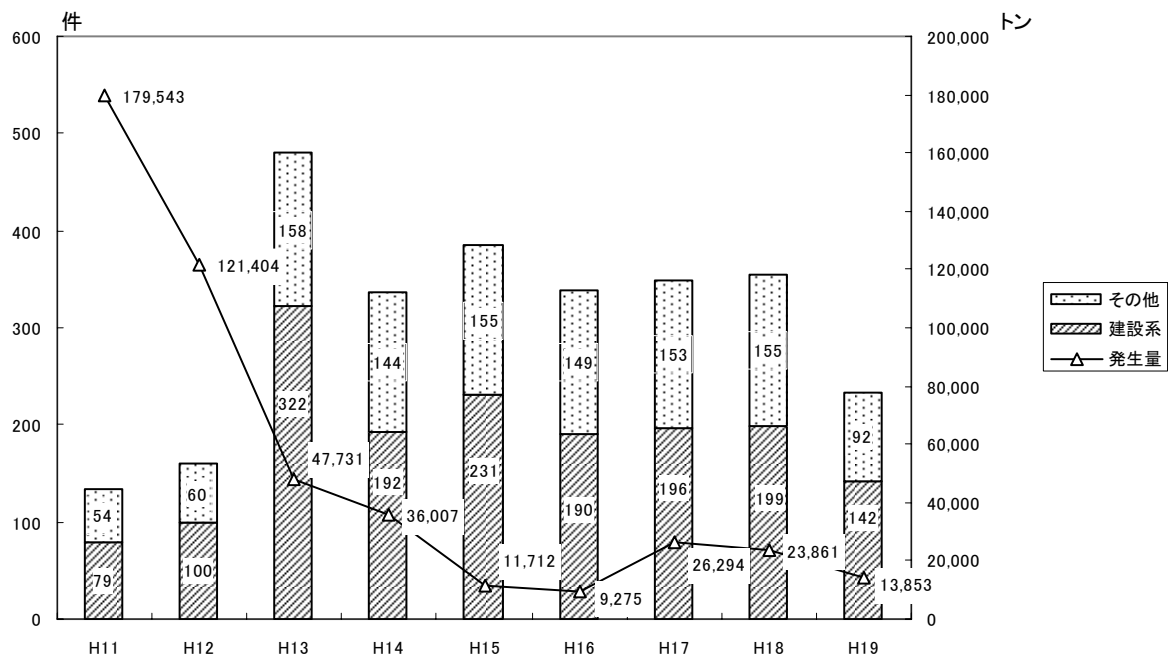
365 日・24 時間体制の監視体制を継続し、不法投棄の未然防止に努めています。悪質な行為者については、法に基づき措置命令を発し、履行する意思の無い者には刑事訴訟法に基づき告発を行いました。市町村・警察との連携を図り、徹底した取締りを推進した結果、平成 20 年は、警察において不法投棄事犯 319 件、222 人を検挙しました。

21 年度も、引き続き関係者が連携し、不法投棄対策を推進します。

## イ 廃棄物に関する情報の公開

インターネットでの情報公開等を評価基準とする、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の運用を進めました。また、法に基づき、廃棄物処理業や廃棄物処理施設の取り消し処分を行った事業者について公表を行いました。

図 1 4 産業廃棄物不法投棄発生件数及び発生量の推移



注：政令市、中核市を含む。

## 第3章第3節 「バイオマス立県ちば」の推進

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
バイオマス資源の利用率	68% (平成15年度)	—	80% (平成30年度)
食品廃棄物の利用率	30% (平成15年度)	—	60% (平成30年度)

#### 《評価》

バイオマスタウンづくりに向けた取組みが徐々に増えてきているなど、バイオマスの利活用は広がってきており、今後の施策の推進により目標の達成は可能

「バイオマス立県ちば推進方針」に基づき、県内のバイオマスの利活用を推進するため、バイオマスに係る実証実験、施設整備、事業化への支援、普及啓発、利活用のマッチング等の取組みを進めており、バイオマスの利活用が確実に広がってきています。

また、バイオマスタウン構想の公表件数も徐々に増え、既に8市町で公表され、バイオマスタウンづくりを進めています。

なお、バイオマス資源の利用率については、22年度に調査する予定です。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① バイオマス利活用の総合的・計画的な推進

##### ア バイオマスタウンの実現

「バイオマス立県ちばアドバイザー委員会」による助言等を踏まえて、バイオマスタウンの中核となる施設の設置や事業化について助成等を行い、バイオマスタウンづくりを推進しました。21年度も、バイオマスの利活用のための施設の設置や事業化についての支援を行っていきます。

##### イ バイオマス利用促進のための総合的推進体制の充実

バイオマス発電における事業継続可能な売電価格の設定、並びにバイオマス製品の積極的な利用が可能な仕組みの構築について、国へ要望しました。21年度も引き続き要望していきます。

また、市町村が策定するバイオマスタウン構想について、助言、情報提供を行い、新たに3市（市原市、南房総市、館山市）がバイオマスタウン構想を公表しました。21年度は、2市が策定するバイオマスタウン構想に対する助言、情報提供を行います。

#### ② 事業活動への支援

南房総市が給食センターの廃食用油を利用して実施するバイオディーゼル燃料製造施設の整備に対して助成しました。21年度も、バイオマスの利活用を進める事業活動に対する支援を行っていきます。

エコフィード<sup>※1</sup>に係るマッチングへの取組を9件行いました。また、森林バイオマスに係るマッチングへの取組を20件行いました。今後も、バイオマスに係るマッチングへの取組を行っていきます。

(独)産業技術総合研究所、芝浦工業大学によるエコフィード等のLCA(ライフサイクルアセスメント)<sup>※2</sup>に関する研究に協力しました。また、県でもバイオマス製品、バイオ燃料のLCAについて、同研究所等の協力を得ながら検討を行いました。21年度も、引き続き同研究所等と連携し、バイオマスの利活用に関するLCAについて検討を行っていきます。

※1 食品残さを原料として家畜の飼料用に加工されたもの。

※2 製品の生産から廃棄までを一貫して定量的にエネルギー効率や環境への影響を評価する方法。

### ③ 普及啓発の推進

県民のバイオマスに対する理解の醸成を図るため、シンポジウムを4回開催しました。また、エコメッセ2008inちばでのバイオマス製品の展示をはじめ、54のイベントでバイオマス利活用推進に向けた普及啓発を行いました。

21年度も、シンポジウムの開催を2回予定しているほか、多数のイベントへの出展を予定しています。

## 第3章第4節 残土の適正管理

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
無許可埋立面積	12,107 m <sup>2</sup> (16年度)	23,107 m <sup>2</sup> (20年度)	無くします (早期実現)
公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率	73.6% (17年度)	—	98% (30年度)

#### 《評価》

市町村や関係機関と連携した合同パトロールや定期検査の実施等により、残土の不適正処理の根絶に努めたが、平成20年度は無許可の埋立事案が1件発生し、基準年度を上回った。

これまで残土の新規埋立て許可件数は減少傾向にありましたが、ここ数年は年50件前後で推移しています。また、これらの事業場に搬入される土量も平成20年度は合計約475万m<sup>3</sup>と、過去最大であった平成10年度の1,500万m<sup>3</sup>の約3分の1以下となりました。

平成20年度は、市町村や関係機関と連携した合同パトロールや定期検査の実施などにより、残土の不適正処理の根絶に努めましたが、無許可の埋立事案が1件発生(11,000m<sup>2</sup>)し、基準年度を上回りました。

なお、建設発生土の有効利用率調査については、平成22年度に国において、全国的な調査を実施する予定です。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導の強化

埋立て許可後の定期検査を延べ64回実施するとともに、365日・24時間体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視・指導を行いました。

21年度は、引き続き事業者に対する監視・指導の徹底や悪質な事業者に対する行政処分の徹底など残土条例を厳格に執行していくことにより、残土の不適正な埋立てを無くしていきます。

#### ② 特定事業場の情報公開

県内の各特定事業場について、許可事業者名や事業場所在地、許可土量、許可の期間等の情報をホームページで公表し、不審な埋め立て等について県民からいただいた通報をもとに効果的な監視を行なっています。このため、21年度も引き続きホームページでの情報提供を行います。

#### ③ 市町村や関係機関との連携による埋立ての適正化の促進

市町村や県の関係機関と連携のもと、合同パトロールを15回実施しました。引き続き、市町村等に連携を働きかけ、監視・指導の強化を図ります。

#### ④ 建設発生土の有効利用等による土砂搬入量の抑制

公共工事に伴い発生する建設発生土については、「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づき、(財)日本建設情報総合センターにおいて建設発生土の工事間利用を促進するために構築した建設発生土情報交換システムを活用し、発生の抑制及び再利用を促進しました。

21年度は、建設発生土利用調整会議や、また県の地域整備センター・事務所を中心とした地区建設副産物対策協議会の拡充などにより、工事間利用の更なる徹底を図ります。

図 1 5 特定事業年度別許可件数

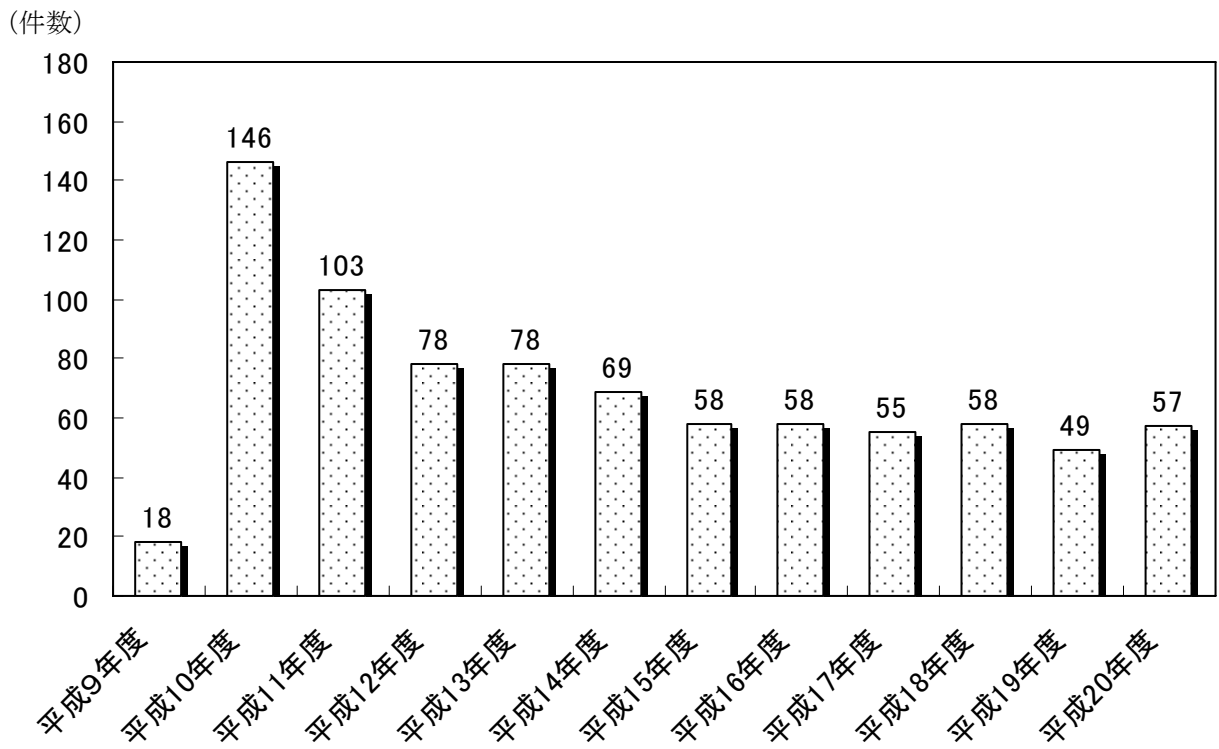
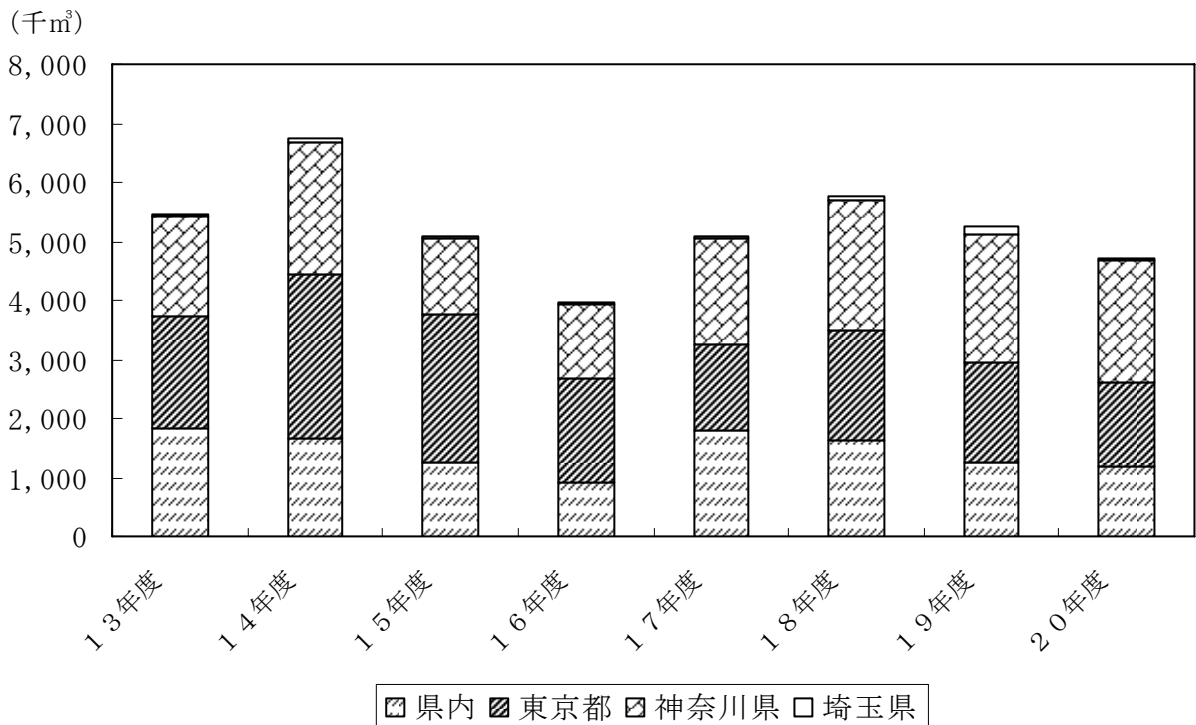


図 1 6 年度別土砂搬入量



## 第4章第1節 良好な大気環境の確保

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	20日 (14～18年度の平均)	12日 (20年度)	注意報発令日数の半減 (22年度) 更なる削減 (30年度)
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	94.4% (18年度)	100% (20年度)	100%達成 (毎年度)
二酸化窒素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	98.6% (18年度)	97.9% (20年度)	
二酸化硫黄、一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (18年度)	100% (20年度)	
二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計)	69.4% (18年度)	83.6% (20年度)	概ね達成します (30年度)
低公害車の普及台数	約60万台 (17年度)	約83万台 (19年度)	約120万台 (22年度) 更なる増加 (30年度)
エコドライブ実践事業者の割合 (県内で自動車を30台以上保有する事業者のうち、エコドライブを実践している事業者の割合)	61% (18年度)	77% (19年度)	100% (22年度以降毎年度)

#### 《評価》

目標の達成に向けて順調に進捗している。

光化学スモッグ注意報の発令日数は、基準年度に比べて半減しました。ただし、全国レベルで見ると、依然として多い状況にあります。(全国で3番目)

県内の大気環境は、工場など固定発生源対策に加えて、ディーゼル条例による自動車の運行規制などが功を奏し、浮遊粒子状物質は19年度に引き続き、2年連続して環境基準を100%達成しました。

しかし、二酸化窒素については、幹線道路沿いの一部の地域において、環境基準が未達成の状況にあります。なお、二酸化窒素に係る県環境目標値の達成率は、83.6%と目標に向け順調に推移しています。

二酸化硫黄、一酸化炭素は、環境基準の達成率100%を維持しています。

低公害車の普及台数については、基準年に比べて約23万台増加し、県内の自動車保有台数に占める割合は、17%から24%になりました。

エコドライブ実践事業者については、順調に増加しています。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 工場・事業場等に対する対策の徹底

##### ア 法・条例による規制

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設696事業所1,820施設、揮発性有機化合物排出施設43事業所103施設、一般粉じん発生施設71事業所363施設に



対して立入検査を実施し、全施設の基準適合を確認しました（数値は政令市実施分を含む）。その結果、基準の超過はありませんでした。今後も引き続き立入検査を徹底していきます。

## イ 工場・事業場等に対する指導

公害防止協定締結工場に対しては、施設の新・増設等にあたって、53件の事前協議を実施し、汚染物質の一層の低減を指導しました。また、公害防止協定や各種指導要綱に基づく基準の確認は、上記の大気汚染防止法に基づく立入検査に併せて実施しました。

今後も引き続き公害防止協定・各種指導要綱に基づく指導を徹底していきます。

### ② 自動車排出ガス対策の推進

ディーゼル条例について、運行規制では、路上検査等で6,978台検査し、不適合車473台に改善指導を行い、ナンバープレート調査で27,798台に対し、446台の確認調査を行いました。燃料規制では、932台の燃料抜取検査を実施し、11台に改善指導を行いました。

また、事業者に対し、粒子状物質減少装置装着助成を594台に、天然ガス・ハイブリッド車導入助成を183台実施しました。

今後も引き続き条例に基づく検査・指導を徹底するとともに、助成事業を実施していきます。

### ③ 大気環境等の監視

144局の大気環境常時監視測定局において、大気汚染物質の常時監視を行うとともに、主要28工場に対して発生源監視テレメータシステムによる常時監視を行いました。今後も引き続き、これらの常時監視を実施していきます。

### ④ 大気汚染緊急時対策の実施

光化学スモッグ注意報の発令日数は12日であり、発令の際には、緊急時協力132工場に対し、燃料使用量等の削減措置を要請するとともに、発生源テレメータシステム及び緊急時立入検査（3工場）で措置状況を確認しました。引き続き、大気汚染緊急時には、燃料使用量等の削減措置を要請・確認していきます。

### ⑤ 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等

大気汚染の発生しやすい冬期において、工場・事業場に対して低い暖房温度の設定、窒素酸化物排出量の低減を要請しました。また、自動車の使用抑制やエコドライブの実施など、県民が環境に配慮した車の使用を行うよう普及啓発活動を行いました。引き続き、事業所、県民に対して普及啓発等を行っていきます。

表6 光化学スモッグ注意報等の発令状況

(単位：日)

年度	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10
注意報	21	4	6	17	20	19	6	14	22	6	13	8
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20		
注意報	9	18	23	21	11	28	28	11	17	12		
警報	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0		

表7 環境基準達成状況

区分	環境基準等	項目	達成率 (%)										平成20年度 達成局数
			12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度		
一般環境 大気測定局	環境基準	二酸化硫黄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	87/87
		二酸化窒素	99.1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	111/111
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	4/4
		浮遊粒子状物質	94.1	61.3	52.1	90.5	99.1	100	93.9	100	100	100	112/112
	県環境目標値	二酸化窒素	60.9	54.3	60.3	76.7	71.6	72.2	79.1	71.9	94.6	105/111	
自動車 排出ガス 測定局	環境基準	二酸化硫黄	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	4/4
		二酸化窒素	89.3	82.1	89.7	93.1	96.6	93.1	93.1	93.1	89.7	26/29	
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	26/26
		浮遊粒子状物質	79.2	40.0	26.9	74.1	100	96.4	96.4	100	100	100	28/28
	県環境目標値	二酸化窒素	21.4	14.3	13.8	27.6	24.1	31.0	31.0	31.0	41.4	12/29	

表8 低公害車普及状況（平成20年3月末）

区分		千葉県	全国
自動車保有台数		約 346 万台	約 7,908 万台
低 公 害 車	低燃費かつ低排出ガス認定車	約 81 万台	約 1,640 万台
	*電気自動車	13 台	496 台
	*メタノール自動車	3 台	20 台
	*天然ガス自動車	1,245 台	22,361 台
	*ハイブリッド自動車（注）	21,265 台	428,771 台

（注）ハイブリッド自動車は、低燃費かつ低排出ガス認定車以外を含む。

出典：自動車保有台数等は（財）自動車検査登録情報協会資料

ただし、「低燃費かつ低排出ガス認定車」数 国土交通省関東運輸局資料

## 第4章第2節 騒音・振動・悪臭の防止

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
自動車騒音の環境基準達成率	82% (平成18年度)	83% (19年度)	概ね達成します (平成30年度)
航空機騒音の環境基準達成率	成田空港周辺 51% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 82% 木更津飛行場周辺 100% (平成18年度)	54% 100% 82% —%* (19年度)	達成率を向上させます (毎年度)
騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,502件 (平成18年度)	1,562 (19年度)	減少させます (毎年度)

\*環境基準評価に必要な調査日数が得られなかったため欠測扱い。7日間の測定では環境基準70WECPNLを超えることはなかった。

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

自動車騒音の環境基準達成率は、平成18年度に比べ若干向上しました。

航空機騒音の環境基準達成率は、羽田空港周辺では平成18年度と同様に100%達成し、成田空港周辺では18年度に比べて若干向上しましたが、下総飛行場周辺では横ばいでした。

騒音・振動・悪臭の苦情件数は、航空機騒音、悪臭の苦情が増えたことにより若干増加しました。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 騒音・振動の防止

事業所指導については、公害防止協定締結工場に対して、施設の新・増設等にあって、53件の事前協議を実施するとともに、工場立地等各種開発行為の31件の事前審査を実施し、騒音・振動の一層の低減を指導しました。

自動車騒音については、256区間・住戸数99,372戸（市実施分を含む）で環境基準の評価を行いました。

なお、測定技術講習会を2回開催し、市町村職員等37名に対し技術指導を実施しました。

今後も引き続き、事業所指導、自動車騒音の常時監視、市町村等への技術指導を実施していきます。

#### ② 航空機騒音の防止

##### ア 監視体制の強化

成田空港では、固定測定局84局（うち、県設置23局）による常時監視を実施しました。

羽田空港では、固定測定局 7 局（うち、県設置 6 局）による常時監視を実施しました。

下総飛行場では、10 月 17 日から 10 月 30 日までの二週間で実態調査を実施するとともに、固定測定局 2 局による常時監視を実施しました。（実態調査時に一部の局で欠測があったため、11 月 4・5 日に追加調査を実施しました。）

木更津飛行場では、木更津市が実態調査を実施しています。

航空機騒音については、環境基準が達成されていない飛行場があること、21 年 10 月に成田空港の平行滑走路が北延伸され 2,500m として運用が開始すること、22 年 10 月に羽田空港の D 滑走路の運用が開始されることから、今後もこれらの実態調査・常時監視を継続するとともに、監視体制を整備していきます。

## イ 対策の強化

航空機騒音に係る環境基準については、未達成地域があることから、国等に対して、航空機の低騒音化対策などによる環境基準の早期達成を要請していきます。

また、環境基準の評価方法が改正され、平成 25 年度から施行されるため、新たな評価方法に対応する監視体制を整備します。

## ③ 悪臭の防止

事業所指導については、公害防止協定締結工場に対して、施設の新・増設等に当たって、53 件の事前協議を実施するとともに、工場立地等各種開発行為の 2 件の事前審査を実施し、悪臭の一層の低減を指導しました。

なお、測定技術講習会を 2 回開催し、市町村職員等 15 名に対し技術指導を実施しました。

表 9 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況

年度	達成率 (%)
14	74.0
15	73.8
16	78.0
17	82.0
18	82.2
19	82.7

表 10 成田空港、下総飛行場、木更津飛行場、羽田空港の周辺地域における環境基準の達成率

地域 \ 年度	14	15	16	17	18	19
成 田 空 港	41	51	47	47	51	54
羽 田 空 港	100	100	100	100	100	100
下 総 飛 行 場	80	82	82	82	82	82
木 更 津 飛 行 場	—	—	100	100	100	100

注 1：環境基準指定地域内の測定地点数に対する環境基準達成地点の割合 (%)

注 2：木更津飛行場については、環境基準の評価に必要な調査日数が得られていないため、調査期間における評価です。また、14 年度及び 15 年度は調査が実施されていません。

表 11 年度別苦情受付件数

年度 \ 種別	14	15	16	17	18	19
騒 音	577	586	694	677	693	737
振 動	113	134	112	108	141	103
悪 臭	943	1,010	671	635	668	722

## 第4章第3節 良好な水環境の保全

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
河川・湖沼・海域の環境基準の達成率 (BOD・COD)	67.1% (18年度) 全国平均 86.3%	72.9% (20年度)	68.2% (20年度)	全国平均並みの達成率確保 (30年度)
印旛沼の水質	8.6mg/l (18年度 COD 年 平均値)	8.5mg/l (20年度 COD 年平均値)		遊び泳げる印旛沼とその 流域の回復 (42年度)
手賀沼の水質	7.9mg/l (18年度 COD 年 平均値)	8.2mg/l (20年度 COD 年平均値)		かつて手賀沼とその流域 にあった美しく豊かな環 境の回復 (42年度)
東京湾の環境基準達成率	63.6% (18年度)	72.7% (20年度)		向上させます (30年度)
県全域の汚水処理人口普及率	79.7% (18年度)	82.2% (20年度)	80.5% (20年度)	85.7% (29年度)

#### 《評価》

目標に向けておおむね順調に進捗している。今後、施策の推進により目標の達成を目指す。

河川・湖沼・海域の環境基準の達成率については、気象条件による水質変動が大きいものの、目標の達成に向けた水質の改善は進んでいます。

印旛沼・手賀沼の水質については、基準年度と比較してほぼ横ばいです。

東京湾の環境基準達成率については、19年度は低下したものの、20年度は基準年度と比較して向上しています。

県全域の汚水処理人口普及率は、順調に伸びています。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 工場・事業場等に対する対策の徹底

##### ア 法・条例による指導

1,353の規制対象事業場のうち、延べ912事業場に対し立入検査を行い、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、基準を超過した62事業場に対し改善指導を行いました。今後も引き続き、立入検査等により排水基準の遵守状況等を確認します。

##### イ 指導

公害防止協定の遵守状況を確認するため、49工場(21年3月31日現在)に対し、県・市合同立入調査を実施しました。また、生産施設の新設等に関する事前審査を26件実施し、汚濁負荷量の削減等必要な措置を講ずるよう指導しました。

さらに、大規模開発に伴い、延べ24件の事前審査を実施し、給排水計画、地下水涵養等について指導しました。今後も引き続き必要な指導等を行います。

#### ② 生活排水対策の推進

市町村が実施する浄化槽設置補助事業に要する経費の一部を助成しました。(設置補助基数3,044(うち高度処理型1,029)、単独浄化槽やくみ取りからの転換

補助基数 965) また、農業集落排水事業 (7 地区) で、処理施設 5 か所、管路工 4 か所 (L=9.2km) を整備しました。さらに、下水道事業で、流域下水道の管渠、高度処理施設等の処理場施設の整備及び公共下水道の普及促進を図りました。なお、全県の汚水処理人口普及率は 82.2% となりました。

今後、「全県域汚水適正処理構想」を見直し、汚水処理施設整備の一層の推進を図ります。

### ③ 水質監視の実施

河川 122 地点、湖沼 15 地点及び海域 41 地点の計 178 地点について水質調査を行い、環境基準の達成状況を確認しました。今後も引き続き水質の監視を行います。

### ④ 印旛沼・手賀沼における浄化対策の推進

流域の汚濁負荷削減対策として、既設の湖沼特定事業場に対する負荷量規制基準の設定、雨水浸透の促進、環境保全型農業の支援、市街地におけるファーストフラッシュ対策等を実施しました。また、沼の直接浄化として、植生帯の整備、水草復活等を進めました。そのほか、印旛沼では「緊急行動計画」に基づく「みためし行動」、手賀沼では「水循環回復行動計画」に基づく「市街地排水浄化対策モデル事業」等の直接浄化事業を進めました。

今後も引き続き、湖沼水質保全計画等に基づく各種事業の推進、促進を図ります。

### ⑤ 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

指定地域内の延べ 197 事業場に立入検査を実施しました。また、COD、窒素及びりん規制が強化された第 6 次総量規制基準の周知・徹底を図りました。さらに、「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」に基づき「東京湾アピールポイント」を 10 か所、「河川コミュニティポイント」を 7 か所設定しました。

今後も、「みんなで東京湾をきれいにする行動計画」に基づき、県民の自主的・積極的な生活排水対策の取組を促進します。また、次期 (第 7 次) 総量削減計画を策定するに当たりアンケート調査を実施します。

### ⑥ 水質保全に向けた啓発事業の推進

東京湾の水質保全に向けた啓発事業として、パンフレット 12,000 部及び事例集 500 部を作成し、関係市町を通じ配布しました。また、小中学校の環境学習への出前講座を 14 回行うとともに、手賀沼親水広場を活用した親子船上学習会、手賀沼ウォッチング、自然観察会等を進め、環境保全に対する意識高揚を図りました。今後も引き続きエコメッセでの啓発の実施、出前講座、手賀沼親水広場での環境学習等により、県民の自主的・積極的な取組を促進します。

### ⑦ 水資源の有効活用

雑用水利用の促進に向けた「雑用水利用の促進方策 (案)」の検討を行いました。また、流域下水道の高度処理水を海老川水系 (長津川、飯山満川支川) に放流し、水質改善を図りました。

今後は「雑用水利用の促進方策」を策定するとともに、引き続き、下水道高度処理水の放流等を行います。

図 1 7 河川・湖沼・海域の環境基準の達成率（BOD・COD）

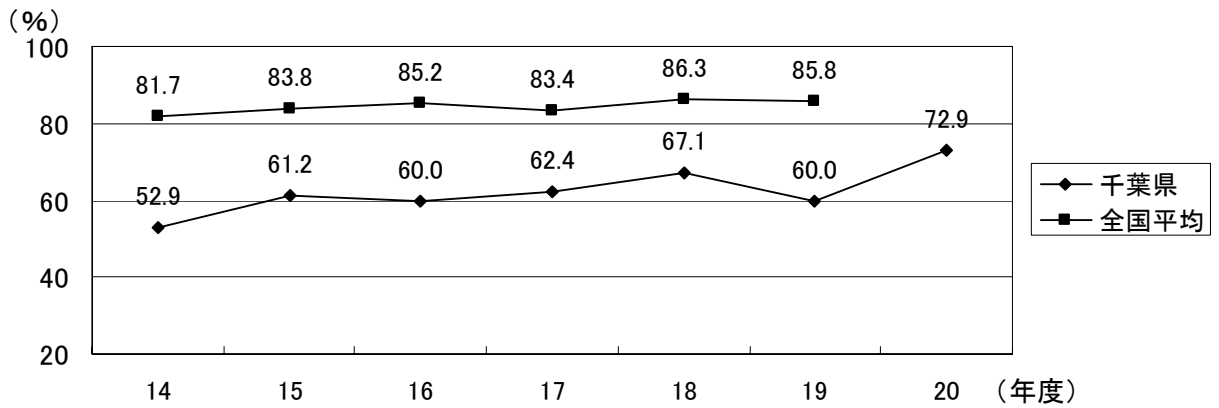


図 1 8 印旛沼及び手賀沼の水質（COD年平均値）

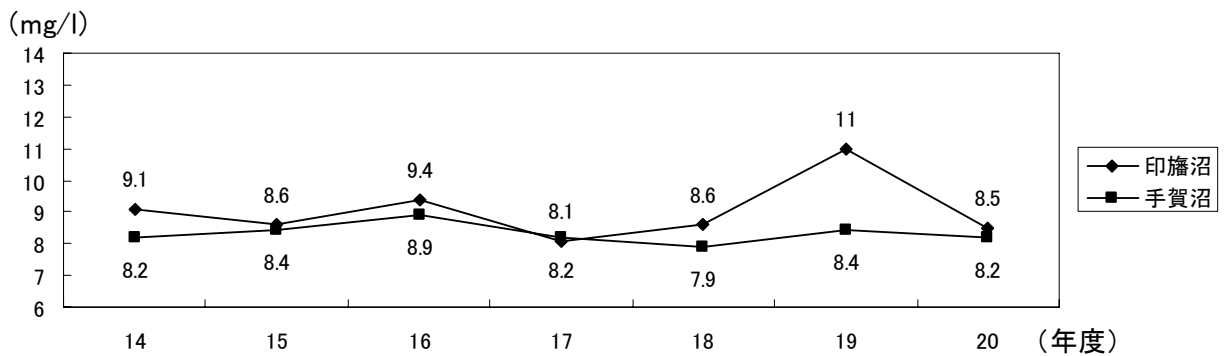


図 1 9 東京湾の環境基準の達成率（COD）

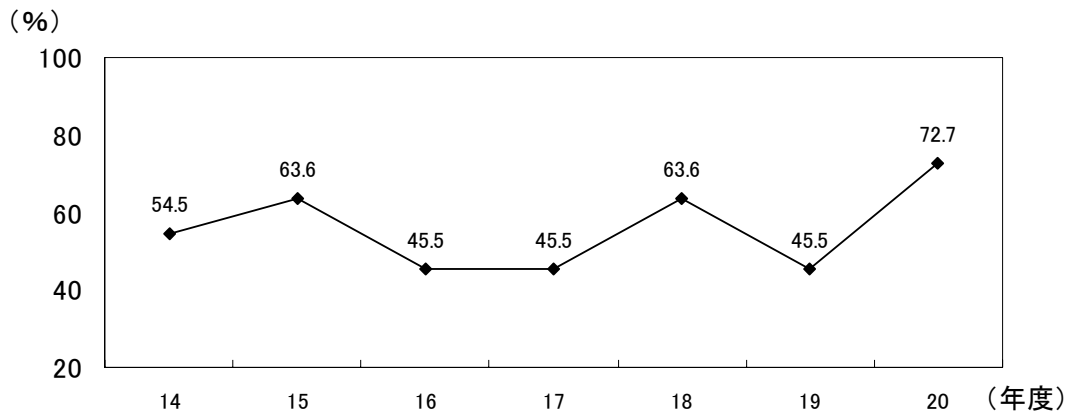
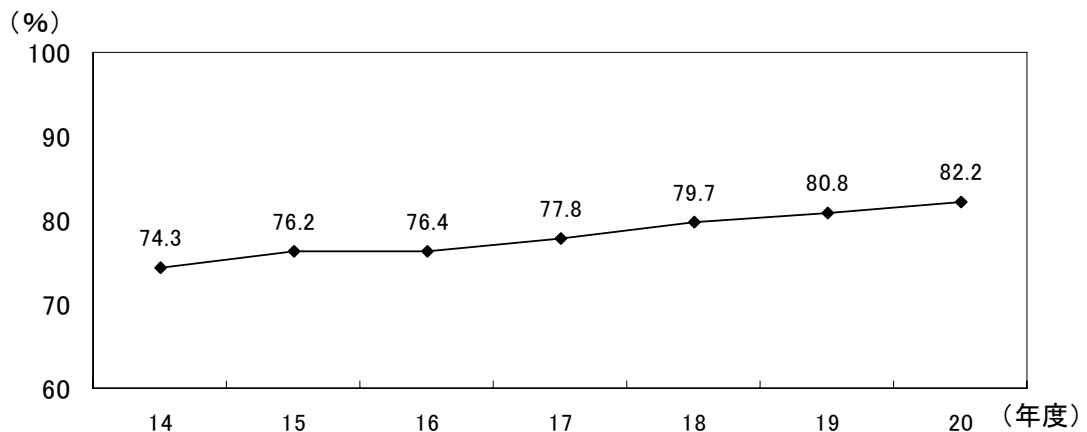


図 2 0 県全体の汚水処理人口普及率





## 第4章第4節 良好な地質環境の保全

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
2 cm 以上の地盤沈下面積	11.7km <sup>2</sup> (18年度)	0.6km <sup>2</sup> (20年度)	無くします (早期達成)
地下水の環境基準達成率	84.2% (18年度) 全国平均 93.2%	79.9% (20年度)	全国平均並みの達成率確保 (30年度)

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

2 cm 以上の地盤沈下面積については、基準年度と比較して減少しました。長期的には、九十九里地域等一部地域を除き、沈静化の傾向が続いていると考えられます。

地下水の環境基準達成率については、基準年度と比較して19年度は向上していますが、20年度は若干の低下がみられます。調査対象井戸の位置や数は毎年異なるため厳密な比較はできませんが、20年度の達成率の変化は、主に砒素の環境基準超過数の増加によるものです。なお、調査の結果、井戸の周辺に砒素を使用する事業場はなく、基準超過の原因は、自然界に存在する砒素の影響によるものと推定されます。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 地盤沈下対策の推進

##### ア 地盤沈下の状況監視

49市町村（調査面積：3,204km<sup>2</sup>）について、精密水準測量により地盤変動状況の監視を行いました。また、27市町村81か所130井の観測井により、地下水位及び地層収縮量の監視を行いました。

今後も引き続き、精密水準測量による地盤変動状況の監視及び観測井による地下水位及び地層の収縮量の監視を行います。

##### イ 工場・事業場の揚水量の指導

公害防止協定（地下水採取制限について定めのあるもの）を締結している27社31工場について、「地下水利用報告書」により地下水採取量の協定値の遵守を確認しました。

「地盤沈下防止協定」を締結している9社（うち1社休止中）について、天然ガスかん水排水量の協定値の遵守や削減等を指導しました。また、揚水状況等を把握するため、8社の立入調査を実施しました。

今後も引き続き、法令に基づく地下水取水の規制を行うとともに、協定に基づき、地下水取水量の削減及び天然ガスかん水の地上への排水量削減等の指導を行います。

## ② 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進

### ア 地下水の水質の監視

井戸の概況調査 101 本、定期モニタリング調査 45 本、発生源監視調査 55 本を実施しました。また、概況調査で汚染が確認された井戸の周辺井戸調査を 142 本実施しました。

今後も引き続き、これらの調査を実施していきます。

### イ 地下水の汚染防止対策

事業者が自主的に地質汚染の未然防止対策や汚染確認に取り組む際の具体的な対応方法を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」及び「解説」を作成しました。また硝酸・亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、①モデル地区、汚染地区、市街地の調査による、汚染機構の解明や汚染防止対策の推進、②「千葉県硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策実施方針」の作成、③農業者団体が実施する土壌診断に対する助成、④指導者向けの施肥基準の作成・配布（1,500 部）等を実施しました。

今後とも、ガイドラインの普及啓発や、硝酸性、亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策を行います。

### ウ 汚染地下水の浄化対策の推進

13 市町で実施する地下水汚染の機構解明調査及び浄化対策に対し助成しました。また、特定事業場に関連すると見込まれる地下水汚染の機構解明調査を 5 市に委託しました。

今後も、これらの施策を引き続き実施します。

### エ 土壌汚染対策の実施

有害物質使用特定施設が廃止された場合（20 年度末までの廃止 72 件）には、土壌汚染対策法に基づき、調査実施等の指導を行いました。20 年度末までの調査は 14 件あり、うち 7 件については環境省令で定める基準に適合しないため、指定区域の指定を行いました。なお、7 件のうち 3 件については浄化対策が完了したため、すでに指定を解除しています。

今後も引き続き、土地の所有者に土壌汚染対策法に基づく調査等の指導を行います。

図 2 1 2 cm 以上の地盤沈下面積

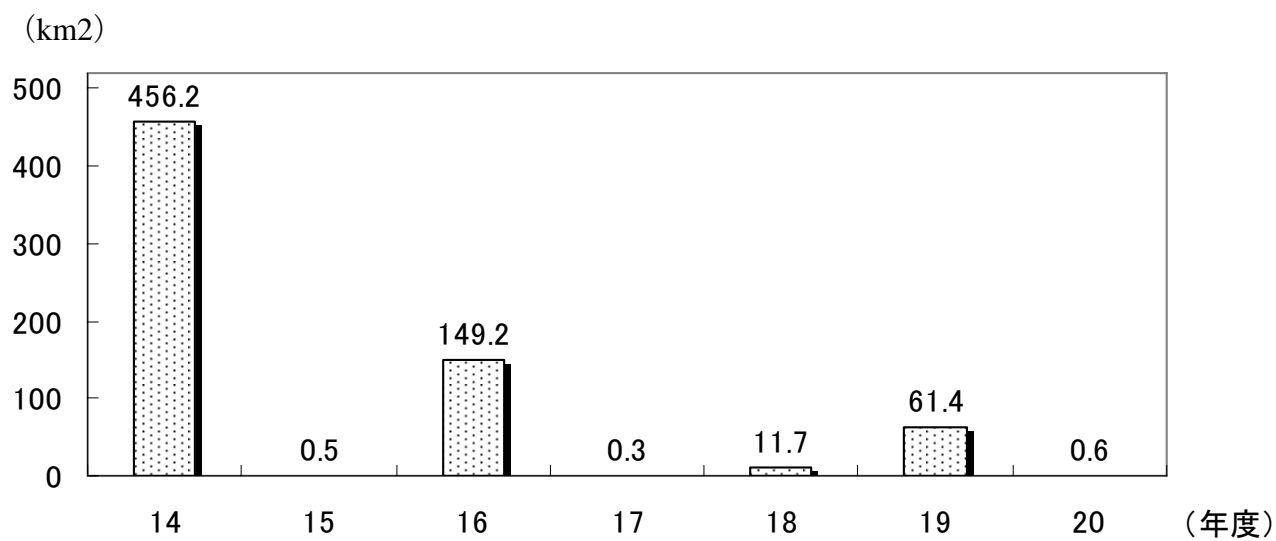
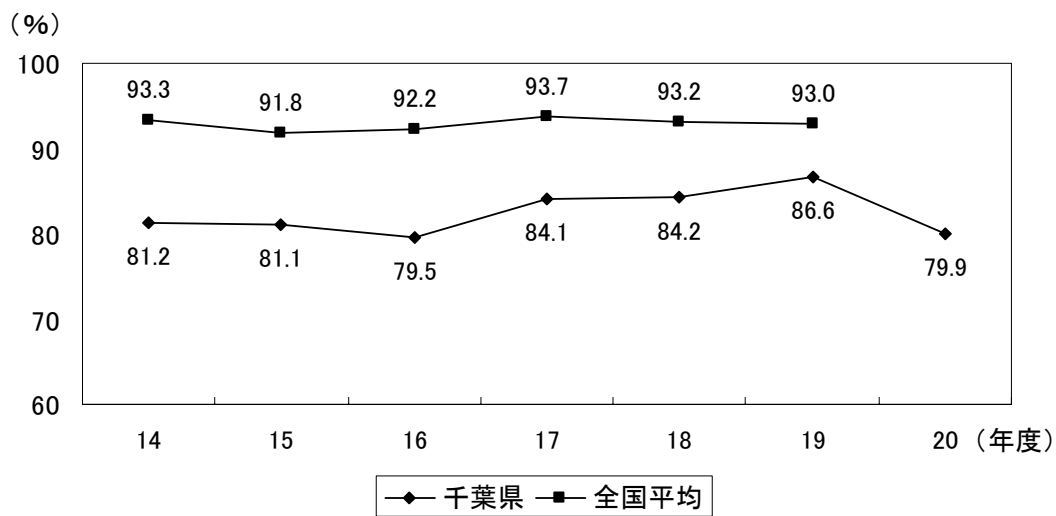


図 2 2 地下水の環境基準達成率



## 第4章第5節 化学物質による環境リスクの低減

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
化学物質の環境基準達成率	ベンゼン★ 100%	100%	100%達成 (毎年度)
	トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン★ 100%	100%	
	ダイオキシン類 (一般大気環境 100%)	100%	
	(公共用水域水質 98.9%)	100%	
	(公共用水域底質、地下水、 土壌 100%) (平成18年度)	100% (20年度)	
有害化学物質の届出排出量	約9千トン (平成17年度)	約8,800 トン (19年度)	前年度より減少させ ます (毎年度)

★ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは一般大気環境における環境基準の達成率を示しています。

#### 《評価》

目標の達成に向けて順調に進捗している。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準達成率は、すべて100%でした。

一般大気環境、公共用水域（水質、底質）、地下水、及び土壌におけるダイオキシン類の環境基準達成率は、すべて100%でした。

有害化学物質の届出排出量は、平成17年度に比べ若干減少し約8,800トンでした。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 化学物質の自主的な管理の促進

P R T R（化学物質排出・移動登録）制度により届出のあった1,418事業所のデータ集計を行い、県ホームページに公開しました。また、事業者のための有害大気汚染物質環境リスク評価方法ガイドブックを作成し公表するとともに、研修会を3回開催し、自治体関係者・事業者等66名に対し当該リスク評価手法の講習を行いました。

さらに市原市と共催で化学物質のリスクを考える市民の集いを開催しました。

今後も引き続き、P R T R制度の適正な運用を図るとともに、ガイドブックによるリスク評価と市民の集い等によるリスクコミュニケーションの推進を進めていきます。

#### ② 化学物質の常時監視と調査研究の充実

県内7地点で毎月、ベンゼンなど23物質の測定を実施するとともに、6件の化学物質関連の調査研究を行いました。

21年度も引き続き化学物質の常時監視を実施するとともに、調査研究を進めていきます。

### ③ 農薬等の適正使用等

県内各地で研修会を7回開催し、農業者や防除業者、指導者に対して農薬の適正使用を啓発しました。また、指導者用の防除指針1,600部を作成し、関係機関に配布しました。

21年度も引き続いてこれらの取組を行うとともに、県広報紙により家庭等での農薬の適正使用を呼びかけます。

### ④ ダイオキシン類対策の推進

大気に関するダイオキシン類特定施設の立入検査を192事業所(280施設)に対して実施した結果、1事業所で廃棄物焼却炉からの排ガスが排出基準を超えていたため、改善の指導を行いました。(数値は政令市実施分を含む)

水質に関するダイオキシン類特定事業場延べ36事業場に立入検査を実施し、うち27事業場で排水分析を行った結果、基準超過はありませんでした。

一般大気環境については81地点、公共用水域については水質95地点、底質46地点ほかでダイオキシン類の測定を実施した結果、いずれも環境基準を下回っていました。(数値は政令市実施分を含む)

21年度も引き続きダイオキシン類特定施設の立入検査等を実施します。

図 2 3 化学物質の届出排出量・移動量（PRTR データ）の推移

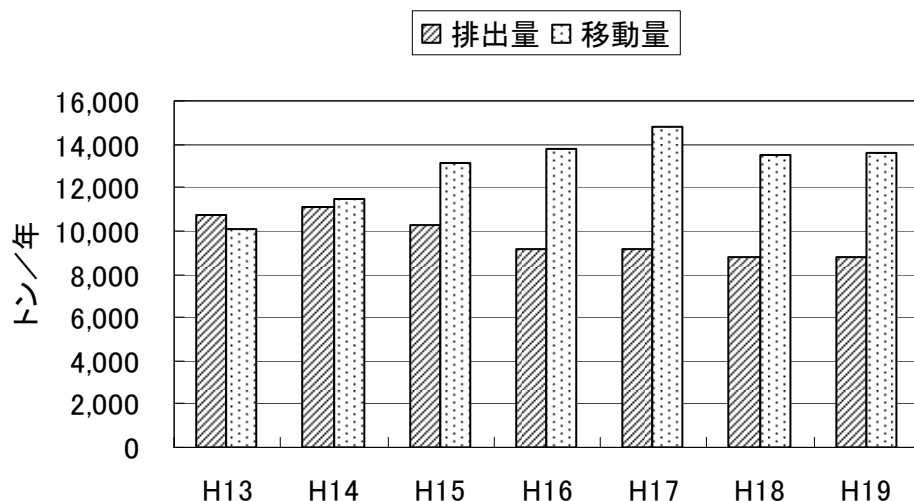


表 1 2 平成 2 0 年度有害大気汚染物質濃度の測定結果

物質名	地点数	環境基準超過地点数	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	32 (32)	0 (0)	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
トリクロロエチレン	25 (25)	0 (0)	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
テトラクロロエチレン	25 (25)	0 (0)	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
ジクロロメタン	25 (25)	0 (0)	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

( ) : 平成 19 年度

表 1 3 一般環境大気のダイオキシン類年度別全地点平均値の推移

年度	pg-TEQ/ $\text{m}^3$									
	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
全地点平均値	0.22	0.23	0.15	0.11	0.099	0.073	0.071	0.064	0.056	

\* ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視は、平成 1 2 年度から実施。

## 第5章第1節 環境学習の推進

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催する環境学習への参加者数	16,841人 (17年度)	24,278人 (20年度)	17,000人以上 (毎年度)

#### 《評価》

20年度は目標を達成しており、今後とも目標の達成に努める。

環境学習アドバイザー派遣事業では、派遣方法を工夫したことにより、参加者数が基準年比で3,148人増加しました。また、エコメッセは出展者数の増加等により参加者数が基準年比2,400人増加しています。

環境学習に関する事業全体として、その趣旨が浸透してきたことにより、参加者数が増加しています。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① ちば環境学習ネットワーク会議の設置と運営

平成19年10月に設置した「ちば環境学習ネットワーク会議」において、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者育成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討し、21年度実施計画を策定しました。

21年度は、実施計画の進行管理を行うとともに、22年度実施計画案を策定します。

#### ② 環境学習を推進する人材の育成とその活用

環境学習指導者を育成するためのエコマインド養成講座や指導者のスキルアップを目指すスキルアップ講座を開催し、93名が参加しました。

両講座を引き続き実施するとともに、NPOと県の協働事業として、「環境学習コーディネーター人材育成・活用検討事業」を実施し、NPO等による主体的なコーディネーターの育成・活用を支援します。

#### ③ 環境学習に関する情報提供の推進

県民が環境学習に関する情報をいつでも、どこでもインターネットを通じて入手できるように、環境学習に関する情報の収集・データ整備を行いました。環境学習情報提供システムは21年度から供用を開始しており、引き続き、情報収集やデータ整備に努め、提供情報の拡充を図っていきます。

#### ④ プログラム・教材の開発

NPO等3団体を公募し、その知識・経験を活かした地域教材を作成し、教材を使った講座を開催しました。また、地球温暖化防止と生物多様性保全の環境学習用DVD、中学生を対象とした「ちば・ふるさとの学び」テキストを作成しました。

21年度は、引き続き地域教材を作成し、講座を開催するとともに、作成した教材を環境学習情報提供システムなどで紹介し、その活用を図ります。

#### ⑤ 学習拠点の整備と相互連携及び場の活用

干潟や里山を活用したスキルアップ講座やNPO公募型体験学習講座を開催しました。また、地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を銚子、館山、大多喜において実施しました。

21年度は、引き続き、各種講座を開催するとともに、環境学習の拠点に関する情報提供を進めます。

#### ⑥ 環境学習機会の提供

環境学習アドバイザーの派遣（108回）、県民環境講座の開催（3回）、環境研究センターにおける啓発事業など、環境学習機会の提供に努めました。

21年度は、引き続き各種事業を実施することにより、県民が身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

#### ⑦ 環境学習に関する調査研究の実施

環境学習アドバイザー制度や、環境学習情報提供システム、環境学習コーディネーターに関する調査、及びエコマインド養成講座修了者へのアンケート調査を実施しました。

21年度は、環境学習に関する各主体の意識やニーズを把握するための調査を行います。

#### ⑧ 県の率先取組

環境マネジメントシステムに基づく一般職員研修を実施するとともに、環境行政職員研修に体験的環境学習を組み入れました。

21年度も、引き続き、職員に対する環境学習の機会の充実を図ります。



表 1 4 県が主催する環境学習への参加者数

(単位：人)

講座等名	17年度	18年度	19年度	20年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	3,299	4,059	6,746
県民環境講座	255	303	213	265
空に親しむ啓発事業	537	428	365	381
水生生物による水質調査	637	533	770	600
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	483	486	3,969	2,405
自然観察会	877	8,219	5,831	1,063
探鳥会	83	75	41	22
環境研究センターでの啓発事業	329	472	740	582
体験型環境講座	77	87	107	70
こども環境講座	126	109	55	106
こどもエコクラブ登録者数	3,239	3,440	3,076	3,038
エコメッセ	6,600	8,000	7,100	9,000
合 計	16,841	25,451	26,326	24,278

表 1 5 環境学習情報提供数

環境学習情報提供数（平成 21 年 6 月末）	347 件
うち 講師情報	65 件
団体・サークル情報	113 件
学習・イベント情報	169 件

## 第5章第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 (アンケート調査による)	36.0% (18年度)	17.3% (20年度)	—	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数	487 (18年度)	565 (20年度)	650 (24年度)	1000 (30年度)

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は 17.3%であるのに対し、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は 40.5%に上っています。

このように、環境問題への関心は高いにも関わらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、今後は、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

また、ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数は、順調に増加しており、県内事業者の環境保全に対する意識は年々高まっています。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

前述の ESCO 事業のほか、「環境マネジメントシステム」を活用し、県の事務・事業活動に伴う環境負荷の低減を図るとともに、妙典給水場へマイクロ水力発電を導入しました。

21年度は、引き続き「環境マネジメントシステム」による負荷低減を推進するとともに、県警察本部新庁舎の建替えに併せて、太陽光発電を導入します。

#### ② 環境保全活動の推進

地球温暖化防止一斉行動（エコウェーブ：参加者約 800 人）や環境活動見本市（エコメッセ in ちば：参加者約 9,000 人）など各種イベントを開催・参画するとともに、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体に千葉県環境功労者知事感謝状を贈呈しました。

21年度は、引き続き啓発イベントや表彰制度を通じ、環境保全活動に対する県民の理解と関心を深め、活動を推進します。

### ③ 環境に配慮した事業活動の推進

7月7日に八都県市共同で実施したエコウェーブでは、啓発イベントと合わせて午後8時から10分間、一斉消灯を実施したところ、県内では、民間169施設、市町村29施設の賛同が得られました。また、家電量販店等と連携した電球型蛍光灯の普及拡大キャンペーンを実施するなど、環境に配慮した事業活動の普及・啓発を図りました。

21年度も、引き続き一斉消灯を実施するなど、普及・啓発を進めていきます。

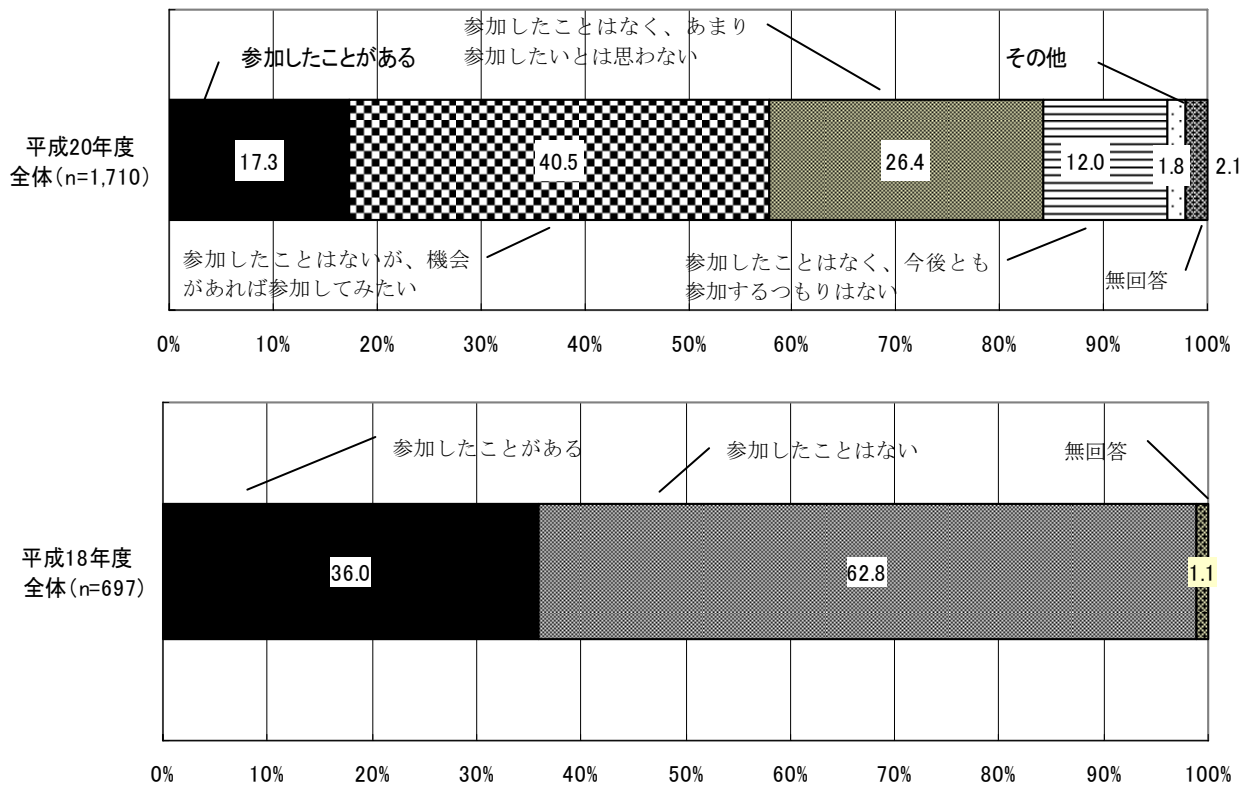
また、環境新技術推進制度（エコ・テク・サポート）により、太平洋セメント（株）と堆肥燃料化にかかる共同研究を進めます。

### ④ 環境情報の提供

各主体による取組の促進を図るため、県内で行われている環境の保全・再生活動の具体的な取組事例や関連するコラム等を加えた「千葉県環境基本計画汎用版」を作成し、関係機関に配布するとともに、県HPに掲載しました。

21年度は、引き続き各主体の取組例を収集します。

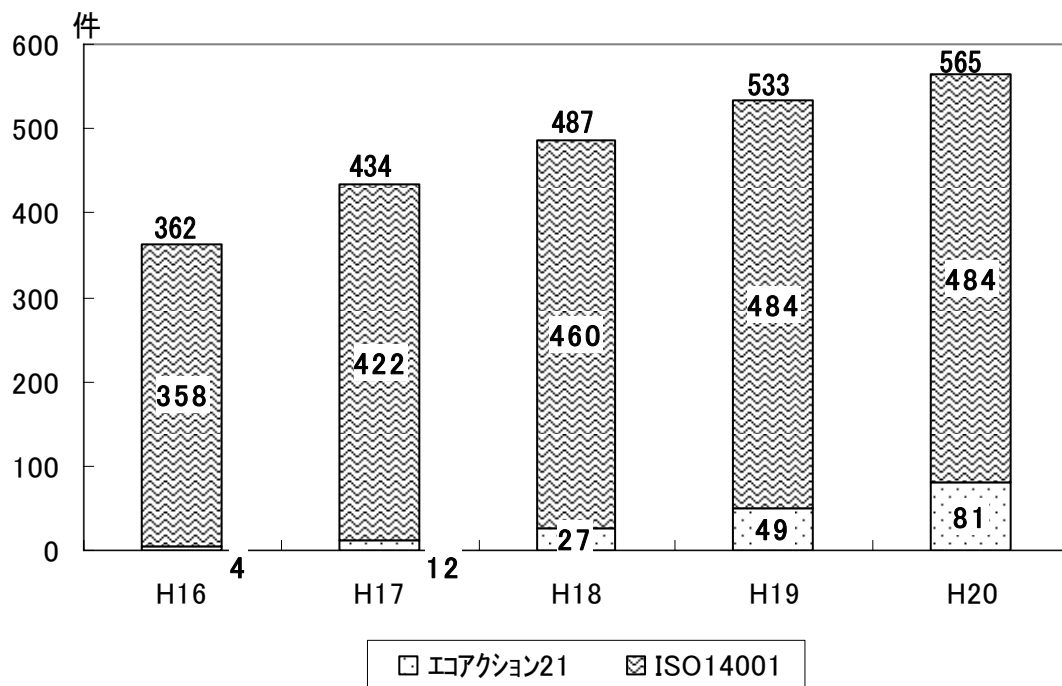
図 2 4 環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合



※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H20：県政に関する世論調査（標本数3,000 回答率57.0%）

図 2 5 ISO14001 またはエコアクション 21 の認証取得事業件数



## 第5章第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11億8千万円 (18年度末までの累計)	11億4千7百万円 (20年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8千万円 (18年度末までの累計)	9千万円 (20年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)

#### 《評価》

募金・啓発活動及び各種助成事業を実施しているが、目標達成に向けては、募金・啓発活動方法のさらなる工夫と助成事業の新たな展開を図る必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきてはいますが、目標金額とは大きな隔たりがあります。今後、基金を有効に活用していくために、より一層の工夫と新たな展開を図っていきます。

### 2. 主な取組と今後の対応（県及び千葉県環境財団）

#### ① ちば環境再生基金の設置と運営

財団法人千葉県環境財団に設置された基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するため、「ちば環境再生推進委員会」において、事業に関する審査、検討等を行いました。今後も、引き続き同委員会の意見を聞きながら、基金の適正かつ有効な利用を進めます。

#### ② 啓発・募金活動の推進

県内各地において環境への関心を高めるための広報啓発を行いながら募金活動を実施したところ、20年度における募金額は、573件で、11,906,692円となりました。基金設置からの募金総額は21年3月31日現在3,914件で、1,147,464,554円となっています。今後は、従来から実施している市町村イベント等での募金活動や事業所等への職場募金の依頼等を通じての着実な募金活動を進めるほか、より効果的な募金活動の検討をしていきます。

#### ③ 資源循環型社会づくりの推進

資源循環型社会づくりのモデル事業である「なのはなエコプロジェクト」により、菜の花やヒマワリ等から収穫される油やその廃食用油を活用して、資源循環を実際に体験する活動（菜の花3団体、ヒマワリ7団体）に対して助成しました。21年度以降は、事業内容の継続的な見直しをしながら、同事業の効果的な周知を行い、申請数の増加を図っていきます。

#### ④ 自然環境の保全と再生の推進

NPO団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動 10 事業に対して助成しました。

また、市町村が地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業 3 事業に対して助成しました。

21 年度以降は、事業内容の継続的な見直しをしながら、NPO及び市町村への事業の効果的な周知を行い、申請数の増加を図っていきます。

#### ⑤ 負の遺産対策の推進

市町村が実施する、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物の対策に対して助成していますが、20 年度の助成実績はありませんでした。21 年度以降は、各市町村に対して同助成制度についての周知を徹底し、負の遺産対策への基金の利用向上を図ります。

#### ⑥ 地域経済と地域振興への貢献

NPO等の民間団体、市町村が行う自然再生や資源循環の取組への支援を通じ、地域の活性化や地域間の交流を促進していきます。

#### ⑦ ネットワーク化の推進

なのはなエコプロジェクトにおいて、専門家の指導による学習会を実施しました。21 年度は、各種交流活動やコーディネート活動を通じてネットワーク化を推進します。

表16 ちば環境再生基金への募金額・助成事業数の推移

(1) 募金額

区分	件数	金額
13年度	30件	2,991,786円
14年度	422件	521,623,080円
15年度	466件	560,463,458円
16年度	655件	7,643,154円
17年度	602件	7,719,124円
18年度	582件	8,379,501円
19年度	584件	26,737,759円
20年度	573件	11,906,692円
合計	3,914件	1,147,464,554円

※ 14年度大口募金者（千葉県：5億円）

※ 15年度大口募金者（千葉県産業廃棄物協会：4億5千万円、千葉県：1億円）

(2) 助成事業数

① NPO環境活動への助成

(助成額 単位：千円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
助成数	12事業	17事業	15事業	9事業	15事業	11事業	10事業
助成額	3,504	4,423	2,426	2,209	3,139	1,656	(2,059)

※助成額の（ ）は一部交付決定額を含む値。

② 市町村による戦略的自然再生事業への助成

(助成額 単位：千円)

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
助成数	2事業	3事業	4事業	4事業	3事業
助成額	9,186	5,177	6,024	8,074	(4,065)

③ 負の遺産対策への助成

(助成額 単位：千円)

年度	15年度	16年度	17年度
助成数	2事業	1事業	1事業
助成額	13,180	16,083	10,471

④ なのはなエコプロジェクト

菜の花やヒマワリから収穫される食用油を活用した資源循環体験活動

(助成額 単位：千円)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
参加者数	21団体	7団体	9団体	10団体	9団体	11団体	12団体
栽培面積	1,118アール	269アール	204アール	237アール	341アール	107アール	439アール
助成数	5団体	4団体	6団体	8団体	8団体	11団体	10団体
助成額	215	231	421	541	580	623	(875)

※15年度から、菜の花のほかヒマワリによる活動を実施している。

※助成額の（ ）は一部交付決定額を含む値。

## 第5章第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

### 1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	八都県市環境問題対策委員会に地球温暖化対策特別部会を設置し、温暖化対策の強化に関する検討を開始  (20年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値)	5回 31人 (20年度)	増加させます (毎年度)

#### 《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要です。八都県市では、地球温暖化問題対策の強化を図るため、新たに地球温暖化対策特別部会を設置し、優れた取組の共有化や連携について検討を行い、工程表をもとに具体的な行動を推進していくこととしました。

また、海外からの研修生の受け入れ数については、基準年度より減少していますが、今後、本県の環境分での国際貢献を積極的にPRしていくことで、相手国からの研修要望を増加させていきます。

### 2. 主な取組と今後の対応

#### ① 県域を越えたネットワークによる取組の推進

八都県市では、温暖化防止対策に係る共同・連携した取組として、ライフスタイルの変革を促す取組、再生可能エネルギー導入促進、八都県市で共同した事業者対策等の検討を進めるとともに、エコウェーブ（地球温暖化防止一斉行動）、エコドライブの普及、緑のカーテン普及キャンペーン、3R普及促進事業、容器包装ダイエット大賞、産業廃棄物路上一斉調査など、様々な取組を実施しました。

21年度も、引き続き八都県市で共同・連携した温暖化防止対策の検討を進めるとともに、各種キャンペーンを継続する等、広域的な連携を強化していきます。

#### ② 国際的な取組の推進

10カ国から31人の研修生を受け入れ、施設見学や講義、意見交換等を通じ、本県の大气汚染対策、水環境教育、化学産業における環境管理技術を紹介しました。



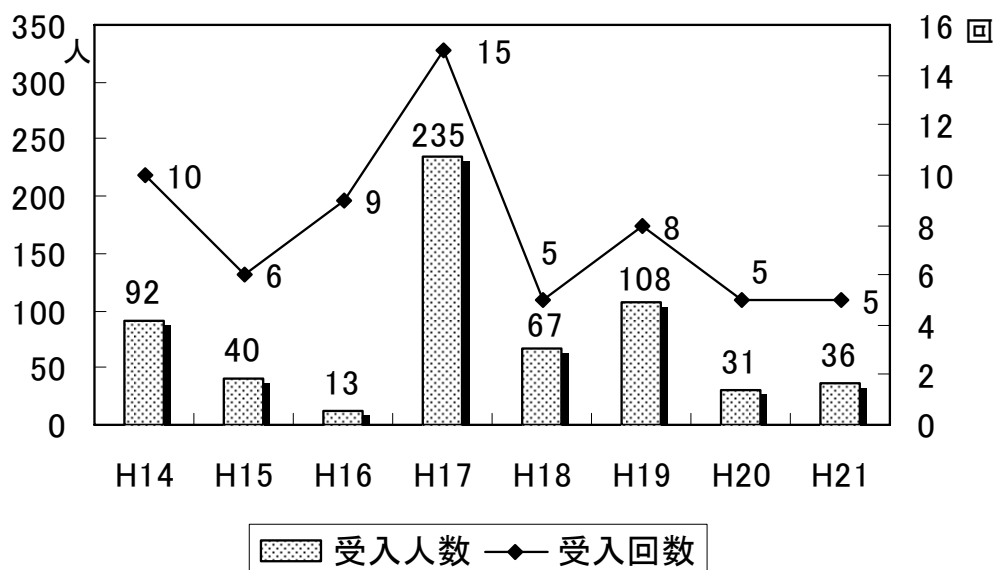
また、JICA 草の根技術協力事業の一環として、ベトナムへ下水道・水環境教育分野の職員を専門家として派遣しました。

21 年度は、引き続き JICA 等と連携し、本県が有する環境技術分野の積極的活用に努めるとともに、新たに八都県市共同でアフリカ仏語圏の研修生を受入れ、環境分野の基礎的研修を実施し、国際協力・途上国支援を推進します。

表 17 八都県市による主な取組

	概 要
ヒートアイランド対策	八都県市共同で取り組むヒートアイランド対策について検討を行うとともに、普及啓発等を実施。
八都県市共同した事業者対策	地球温暖化対策計画書制度について、計画書制度、制度を活用した対策、温室効果ガス排出量公表について検討を実施。
再生可能エネルギーの導入	再生可能エネルギーの効果的・効率的な導入促進や導入促進に向けた需要創出について検討を実施。
ライフスタイルの変革を促す取組	深夜化するライフスタイルの見直しに向け、地球温暖化対策を中心に多面的な視点から効果的な対応策の検討を実施。
エコウェーブ (地球温暖化防止一斉行動)	洞爺湖サミットの開催時期に合わせた一斉消灯のアピール行動や電球型蛍光灯などの省エネキャンペーンを実施。
エコドライブの普及	高速道路サービスエリアでの PR 活動やエコドライブ実技講習会を開催。
東京湾水質一斉調査	47 機関・団体が参加し、海域、河川など計 605 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。
緑のカーテン普及キャンペーン	エコウェーブと連携して、緑のカーテンの取組提案や事例募集、種子の配布や公共施設での率先実施を行った。
3R 普及促進事業	イベントへのリユース食器導入やマイバックの利用促進を図るキャンペーンを実施。
容器包装ダイエツト大賞	「容器包装ダイエツト宣言」参加事業者の取組について、消費者投票により大賞を決定。
産業廃棄物路上一斉調査	産廃スクラム 28 と共同した一斉路上調査の実施。

図 26 海外からの研修生の受入人数



## 第6章第2節 環境影響評価制度の充実

### 1. 主な取組と今後の対応

#### ① 現行制度の的確な運用

19年度に見直しをした技術指針及び技術細目に基づき、適正に環境影響評価が実施されるよう、事業者に対し環境影響評価図書の作成を指導しました。

20年度に環境影響評価の対象となった案件は、法対象が発電所3件（方法書2件、準備書1件）、条例対象が廃棄物焼却等施設2件（方法書1件、準備書1件）、廃棄物最終処分場1件（準備書）で、これらのうち4件（方法書3件、準備書1件）について、学識経験者で構成される千葉県環境影響評価委員会の答申を基に知事意見を述べました。

また、事業者は環境影響評価書に記載した監視計画に基づき事後調査を実施し、事後調査報告書を提出することとなっており、20年度は2件の事後調査の指導を行いました。

21年度は、引き続き適正に環境影響評価が実施されるよう事業者を指導するとともに、必要に応じて技術指針の見直しを行います。また、インターネットを活用し、環境影響評価手続への県民等の参加を促進します。

#### ② 計画段階環境影響評価制度の導入

20年4月から計画段階環境影響評価制度を導入しました。今後は、制度の周知及び状況把握に努め、対象計画がある場合には制度の運用を図ります。

## 第6章第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

### 1. 主な取組と今後の対応

#### ① 環境情報の提供

県のホームページで公開している県内の環境データ等、環境情報を随時更新し、最新の情報を公開しました。

また、環境基本計画汎用版や環境白書を刊行し、関係機関に配布するとともに、県のホームページにも掲載しました。

環境研究センターでは、環境学習コーナーを設置し、展示物をリニューアルするとともに、環境関連の情報を展示するフリースペースを新設しました。

今年度も引き続き、環境情報を積極的に公開するとともに、情報の効果的な公表方法を検討していきます。

#### ② 行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

環境研究センターでは、平成 20 年～24 年度を期間とする研究計画に基づき、各研究室が協力して取り組む地球温暖化防止プロジェクトを開始しました。

引き続き、研究計画に基づき、調査研究を実施するとともに、新たな課題についても積極的に取り組んでいきます。

また「生物多様性ちば県戦略」の推進を図るため、生物多様性センターを設置しました。

今後も千葉県の実生物多様性に関する情報の一括管理・提供、調査研究・技術開発、教育普及・現場指導を通じ、生物多様性の保全・再生を推進していきます。

#### ③ 研究機関や博物館等のちからを活用した情報の提供等

環境研究センターでは、19 年度に実施した調査研究の成果として年報を発行したほか、センターニュースを 4 回発行しました。また、バスを利用した講座を含め、公開講座を 13 回開催し、582 名が参加しました。

中央博物館では、メールマガジンを 24 回、定期刊行物を 6 回、不定期刊行物を 5 回発行しました。また、環境に関する展示会を 8 回、観察会やイベントを 147 回、公開講座やシンポジウムを 52 回開催しました。

生物多様性センターでは、ニュースレターを 5 回発行しました。

21 年度も、引き続き定期刊行物の発行や公開講座等を通じ、調査研究の成果を含め、保有する環境問題に関する情報を広く、わかりやすく提供します。



千葉県環境基本計画 平成 20 年度年次報告

[編集・発行] 千葉県環境生活部環境政策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1-1

電話 043-223-4649

FAX 043-222-8044

Email [e-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:e-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp)